

◆ 第1部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章

外国人の入国・在留等の状況

第1節◆外国人の出入国の状況

①外国人の出入国者数の推移

(1) 外国人の入国

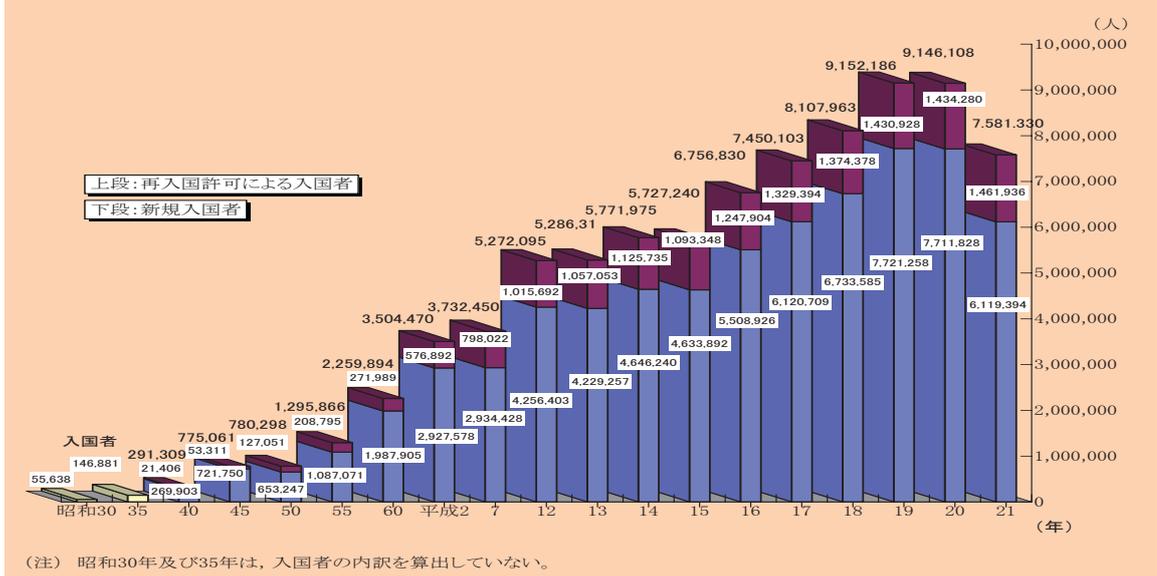
ア 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年はわずか1万8千人であったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、19年には900万人の大台をそれぞれ突破した。21年は、20年の914万6,108人と比べて156万4,778人（17.1%）減の758万1,330人となり、前年を下回った。

平成21年における外国人入国者758万1,330人のうち「新規入国者」数は611万9,394人で、20年の771万1,828人と比べて159万2,434人（20.6%）減少し、「再入国者」数は146万1,936人で、20年の143万4,280人と比べて2万7,656人（1.9%）増加している。

外国人入国者及び新規入国者が減少したのは、平成20年9月のいわゆるリーマンショックを契機とした世界的な景気後退、円高基調の継続、新型インフルエンザの発生などにより、観光やビジネス等を目的とした外国渡航を一時的に手控えようとする傾向が続いたことが原因と考えられる（図1）。

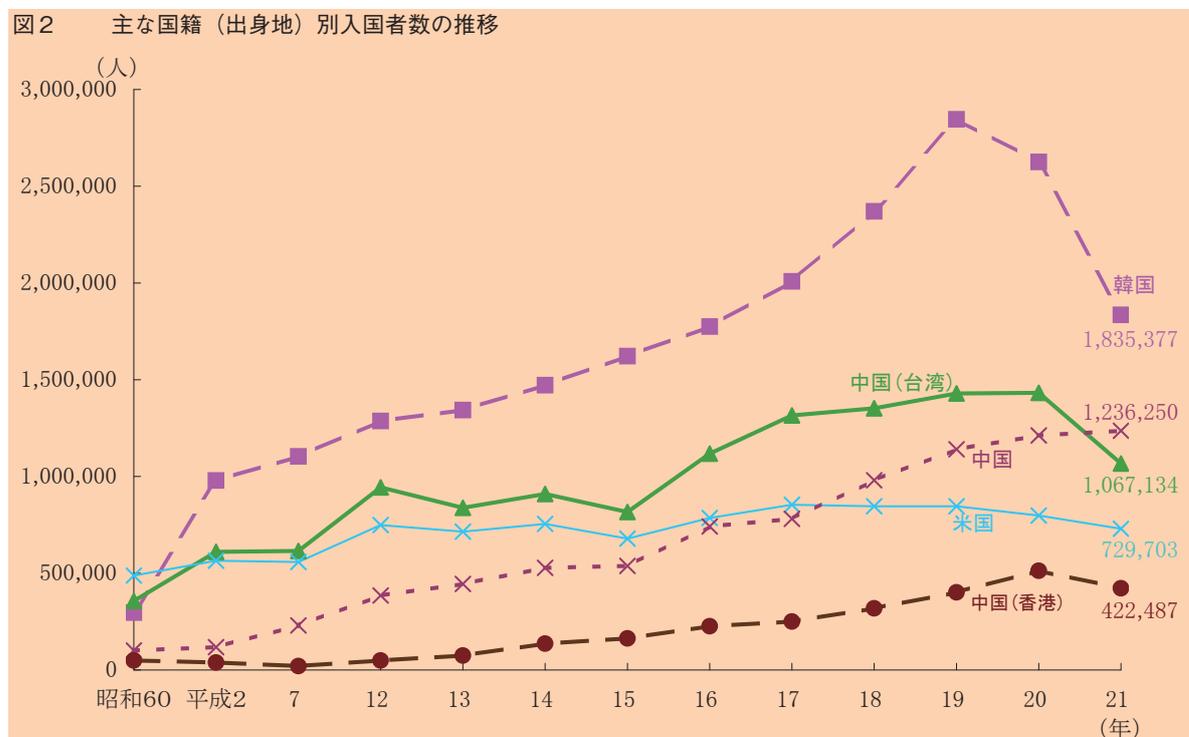
図1 外国人入国者数の推移



イ 国籍（出身地）別

平成21年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が183万5,377人と最も多く、入国者全体の24.2%を占めている。以下、中国、中国（台湾）、米国、中国（香港）、オーストラリアの順となっている（注）。このうち、近隣の国（地域）である韓国、中国、中国（台湾）の3か国（地域）で入国者数全体の54.6%と半数以上を占めており、また、上位5か国（地域）で全体の69.8%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対して実施期間を限定しない査証免除措置が平成18年3月にとられたことなど、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国からの入国者数は査証発給の緩和措置がとられ日本への観光旅行が比較的容易となったことなどから年々増加しており、平成21年に初めて中国（台湾）を抜き第二位となった（図2）。

図2 主な国籍（出身地）別入国者数の推移



上位5か国の国籍（出身地）について平成20年と21年で入国者数を比較すると、韓国が79万0,000人（30.1%）減少、中国が2万3,921人（2.0%）増加、中国（台湾）が36万5,217人（25.5%）減少、米国が6万8,343人（8.6%）減少、中国（香港）が9万708人（17.7%）減少となっている。

その他、フランスが6,236人（4.1%）減少、オーストラリアが2万9,971人（12.2%）減少、英国が2万5,192人（11.7%）減少となっている。

（注） 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国(台湾)」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。なお、BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

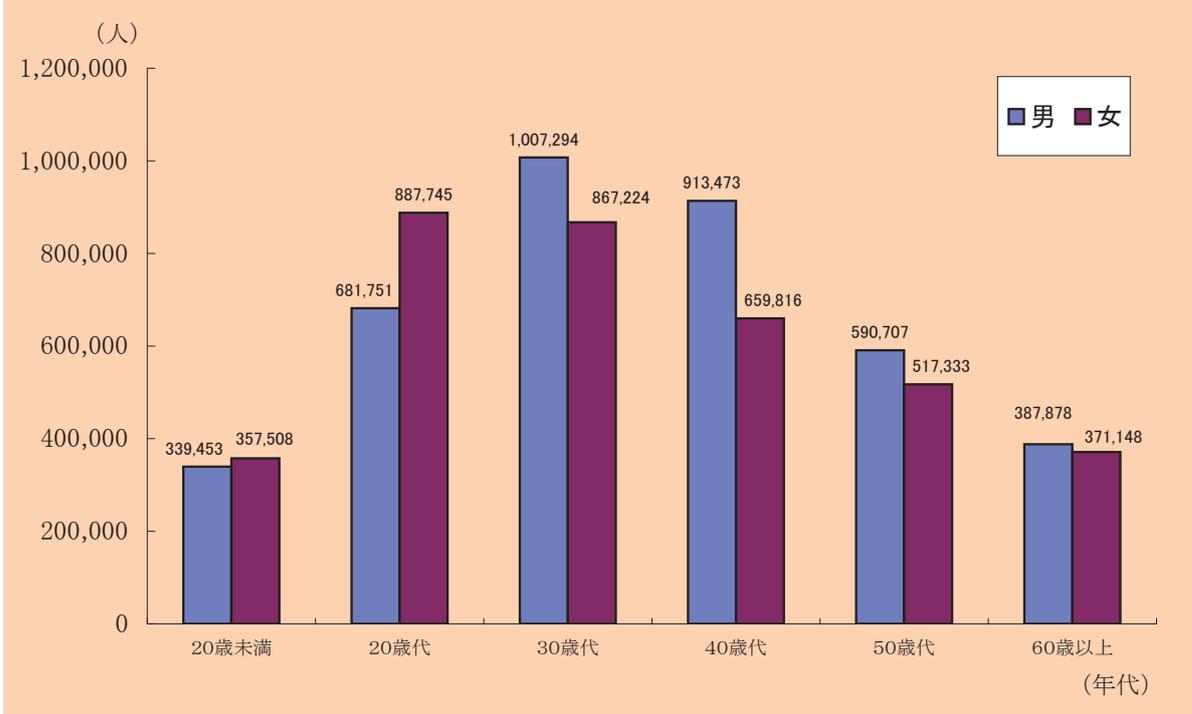
なお、外国人登録者数の統計上、韓国人・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

ウ 男女別・年齢別

平成21年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性392万556人、女性は366万774人であり、男女比率は、男性が全体の51.7%、女性が48.3%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率については、20年と変わらず同率となっている。

次に、平成21年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の24.7%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図3）。

図3 男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成21年）



エ 入国目的（在留資格）別

平成21年の新規入国者数は611万9,394人で、これを入国目的（在留資格）別に見ると、在留資格「短期滞在」が582万2,719人で最も多く、新規入国者全体の95.2%を占めており、次いで、「研修」8万480人（1.3%）、「留学」3万7,871人（0.6%）、「興行」3万1,170人（0.5%）の順となっている（表1）。

表1 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成17	18	19	20	21
総数		6,120,709	6,733,585	7,721,258	7,711,828	6,119,394
外交		10,047	8,682	9,205	12,029	10,183
公用		17,577	13,136	14,519	24,358	22,229
教授		2,253	2,380	2,365	2,456	2,639
芸術		245	223	239	222	226
宗教		846	897	985	828	771
報道		248	92	119	226	170
投資・経営		604	777	918	919	857
法律・会計業務		2	3	8	2	4
医療		2	3	6	1	6
研究		607	555	559	563	592
教育		2,954	3,070	2,951	2,930	2,499
技術		4,718	7,715	10,959	9,212	3,363
人文知識・国際業務		6,366	7,614	7,426	5,690	4,167
企業内転勤		4,184	5,564	7,170	7,307	5,245
興行		99,342	48,249	38,855	34,994	31,170
技能		3,059	4,239	5,315	6,799	5,384
文化活動		3,725	3,670	3,454	3,378	3,557
短期滞在		5,748,380	6,407,833	7,384,510	7,367,277	5,822,719
留学		23,384	26,637	28,779	34,005	37,871
就学		18,090	19,135	19,160	24,111	28,278
研修		83,319	92,846	102,018	101,879	80,480
家族滞在		15,027	17,412	20,268	22,167	20,540
特定活動		16,958	7,446	8,009	8,413	9,863
日本人の配偶者等		24,026	26,087	24,421	19,975	14,951
永住者の配偶者等		990	1,319	1,710	1,964	1,684
定住者		33,756	28,001	27,326	20,123	9,946
一時庇護		-	-	4	-	-

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の外国人登録者数が我が国におけるある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

(ア) 短期滞在者

平成21年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は406万9,993人で新規入国者全体の66.5%を占め、商用を目的とした外国人が109万8,088人(17.9%)と続いている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすく、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の我が国の社会状況や国内外の動向を反映しているといえることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第19条、第20条)。

また、観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が100万45人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の24.6%を占めている。以下、中国（台湾）の87万8,200人（21.6%）、中国の40万9,396人（10.1%）、中国（香港）の38万7,263人（9.5%）の順となっている。韓国、中国（台湾）及び中国からの観光客で5割を超えており、今後もこれらの国・地域からの観光客の誘致が積極的に行われていくものと思われる（図4、5）。

図4 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

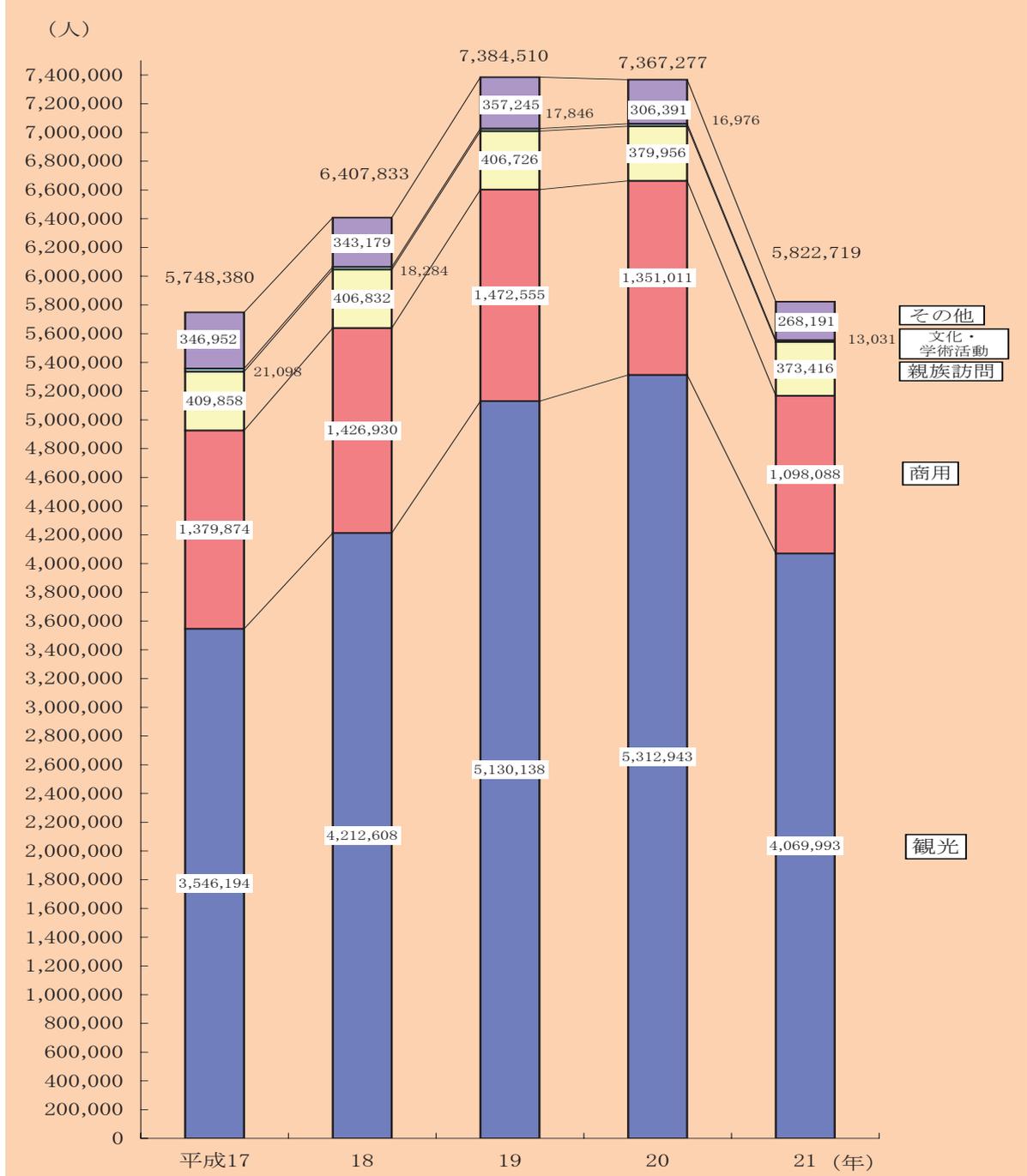
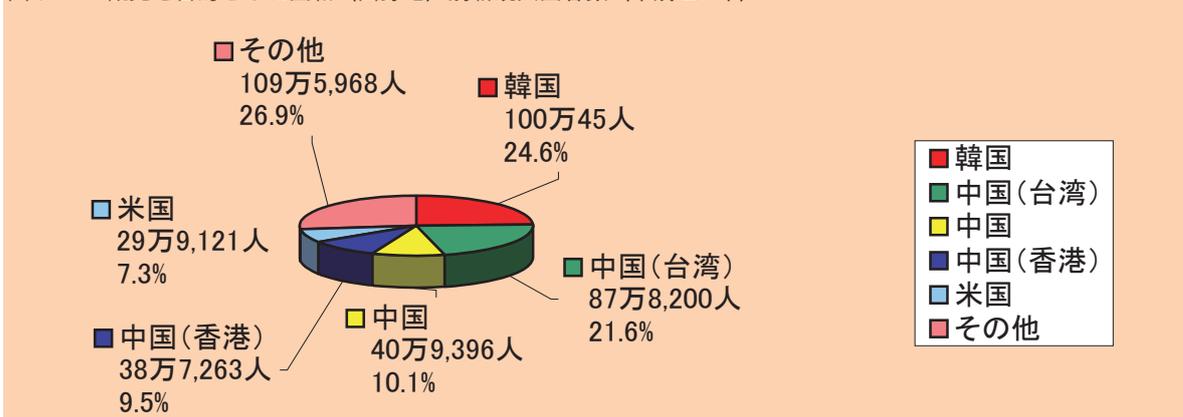


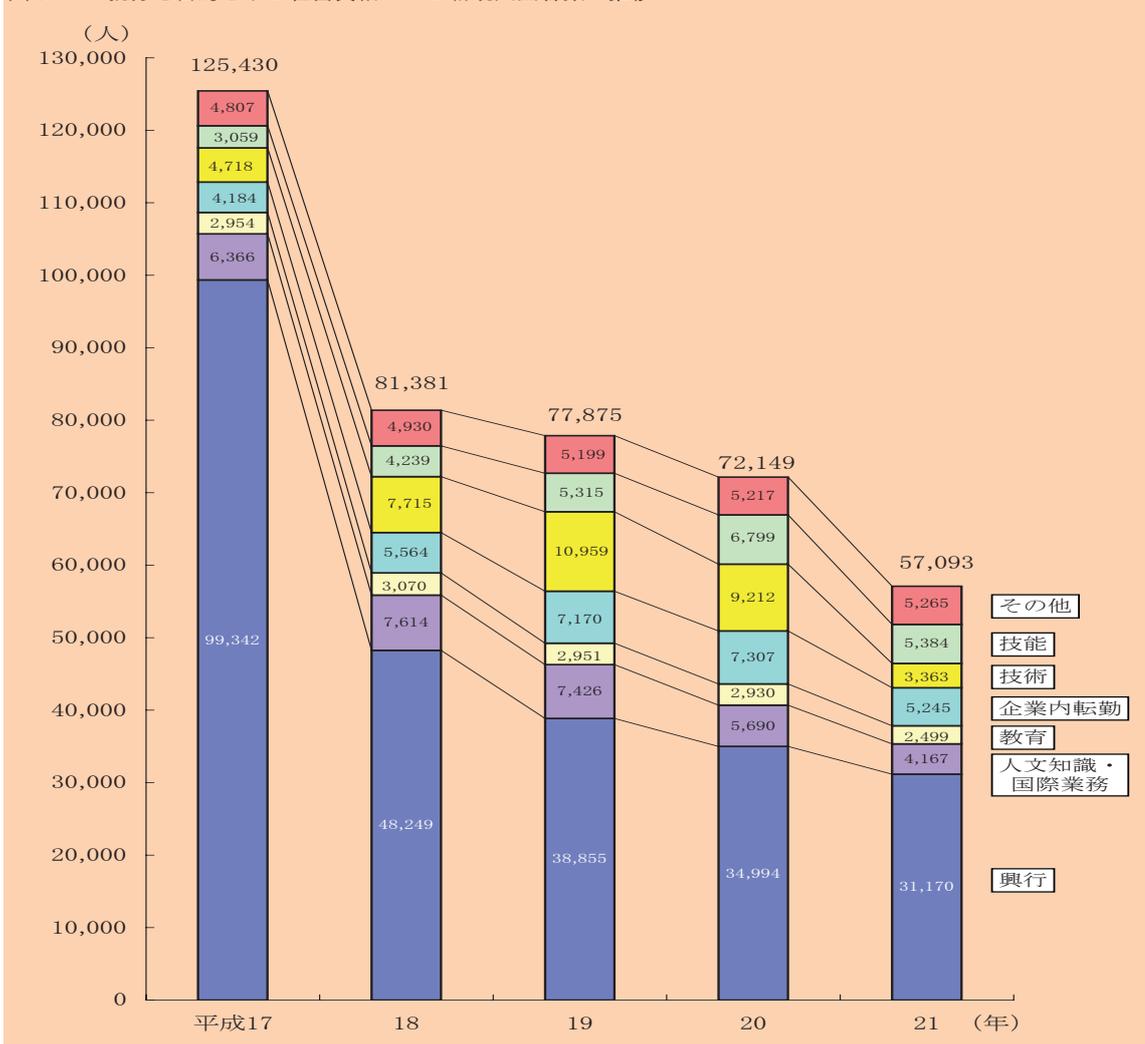
図5 観光を目的とした国籍（出身地）別新規入国者数（平成21年）



(イ) 就労を目的とする外国人

平成21年における就労を目的とする在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は5万7,093人であり、20年と比べ1万5,056人（20.9%）減少となっている。これは、世界的な景気後退等の影響により「興行」、「人文知識・国際業務」、「教育」、「企業内転勤」、「技術」及び「技能」の在留資格による新規入国者数が減少したことが一因と考えられる（図6）。

図6 就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



平成21年における新規入国者全体に占める、就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.9%である。

なお、就労を目的とする在留資格には含まれないが、「日本人の配偶者等」や「定住者」など身分又は地位により在留資格を付与されている者は在留活動に制限が設けられておらず、また、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

(資料編2統計(1) 2-1, 3-1, 4-1)

一般企業で就労する外国人社員に該当する在留資格での平成21年の新規入国者数は、「技術」の在留資格3,363人、「人文知識・国際業務」の在留資格4,167人、「企業内転勤」の在留資格5,245人の計1万2,775人となっており、20年と比べ、「技術」の在留資格は5,849人(63.5%)の減少、「人文知識・国際業務」の在留資格は1,523人(26.8%)の減少、「企業内転勤」の在留資格は2,062人(28.2%)の減少となり、これらの在留資格の合計では9,434人(42.5%)の減少となっている。

なお、後記第2節1(3)イのとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は近年ほぼ一貫して増加していたが、平成21年12月末現在で「技術」5万493人、「人文知識・国際業務」6万9,395人、「企業内転勤」1万6,786人の計13万6,674人となっており、20年と比べて688人(0.5%)の微減となっているものの、専門的・技術的分野での就労目的外国人の我が国での在留の長期化・定着化は進んでいる。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、中国1,404人(41.7%)、韓国439人(13.1%)、インド296人(8.8%)、ベトナム273人(8.1%)の順となっており、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の71.7%を占めている。なお、平成21年は世界的な景気後退の影響により、「技術」での新規入国者数が大幅に減少している。

また、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数について見ると、米国945人(22.7%)、韓国570人(13.7%)、中国553人(13.3%)、英国347人(8.3%)の順となっており、これらの4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の約6割を占めており、語学に関連する分野への就業形態が依然として中心となっている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国1,858人(35.4%)、韓国592人(11.3%)、インド433人(8.3%)、フィリピン397人(7.7%)の順となっており、これらの4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の6割を超えている。

b 「技能」(資料編2統計(1)6-1)

外国特有の熟練した職人ともいふべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降減少し、16年に増加に転じていたが、21年は20年と比べ1,415人(20.8%)減少の5,384人となった。

なお、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成13年から一貫して増加し、21年12月末現在で2万9,030人となるなど、我が国においてその熟練した技能を活かして就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成21年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、外国料理の調理人がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国2,495人(46.3%)、ネパール1,356人(25.2%)、インド666人(12.4%)、タイ192人(3.6%)の順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の87.5%を占めている。

c 「興行」(資料編2統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたところ、17年以降減少し、21年も20年と比べ3,824人(10.9%)減少の3万1,170人となった。しかし、依然として就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による平成21年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、米国、英国、ロシア、フィリピンの順となっており、フィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に1,873人と全体の6.0%を占め、20年に比べ1,312人(41.2%)減少している。このような減少傾向は、平成18年に在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直しを行い、上陸審査・在留審査の厳格化が図られたこと等が影響していると考えられる。

(ウ) 学ぶことを目的とする外国人

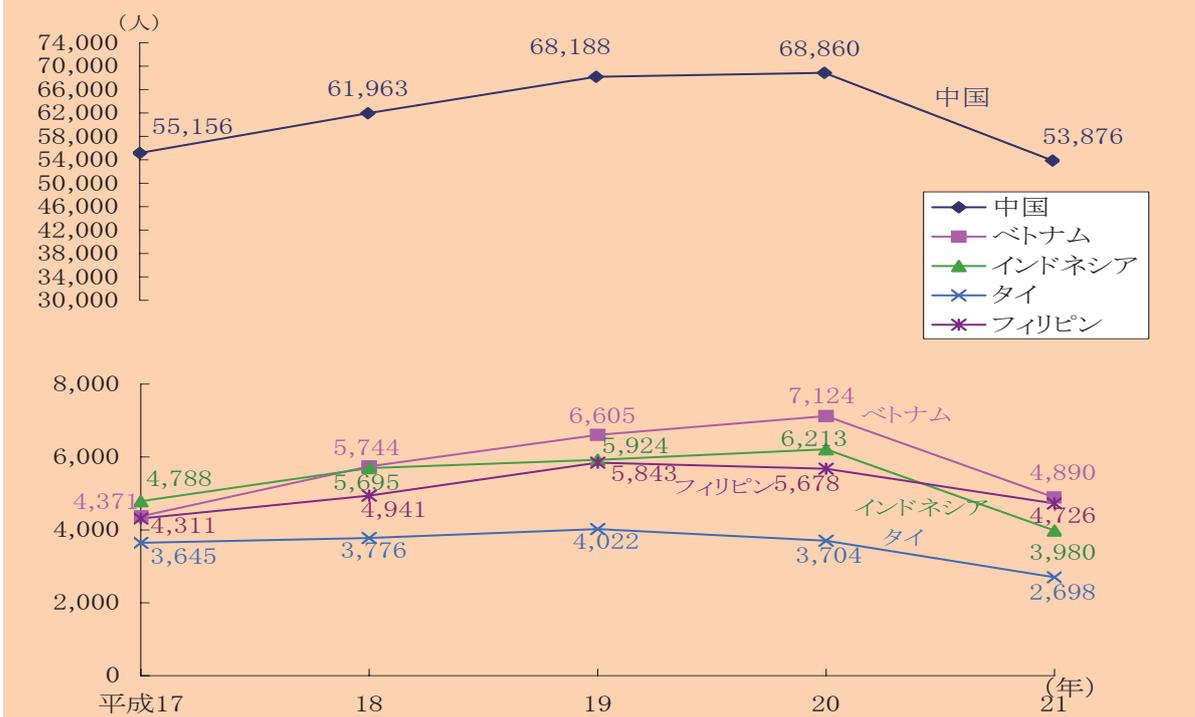
a 研修生(資料編2統計(1)9-1)

「研修」の在留資格による平成21年の新規入国者数は8万480人であり、20年と比べ2万1,399人(21.0%)減少した。

これを地域別に見ると、研修生の派遣、受入れの需要が最も高い近隣諸国を中心とするアジアが、平成21年には7万5,527人で全体の93.8%を占めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ1,826人(2.3%)、南アメリカ996人(1.2%)となっている。

「研修」の在留資格による平成21年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、中国が5万3,876人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の66.9%を占め、以下、ベトナム4,890人(6.1%)、フィリピン4,726人(5.9%)、インドネシア3,980人(4.9%)の順となっている(図7)。

図7 「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



b 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-1, 8-1）

「留学」の在留資格による平成21年の新規入国者数は、20年と比べ3,866人（11.4%）増加の3万7,871人、「就学」の在留資格による21年の新規入国者数は、20年と比べ4,167人（17.3%）増加の2万8,278人となっている。

平成21年の新規入国者数を地域別に見ると、「留学」、「就学」のいずれについてもアジアからの学生が大部分を占めている（留学生79.3%、就学生94.2%）。

さらに、国籍（出身地）別に見ると、留学生については、中国が1万6,839人で全体の44.5%を占めており、これに韓国5,487人（14.5%）が続いている。平成20年と比べ中国は2,497人（17.4%）増加、韓国は29人（0.5%）減少した。

また、就学生については、中国が1万8,053人で全体の63.8%を占めており、これに韓国が4,516人（16.0%）が続いている。平成20年と比べ中国は5,487人（43.7%）増加、韓国は1,655人（26.8%）減少している（図8, 9）。

図8 「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

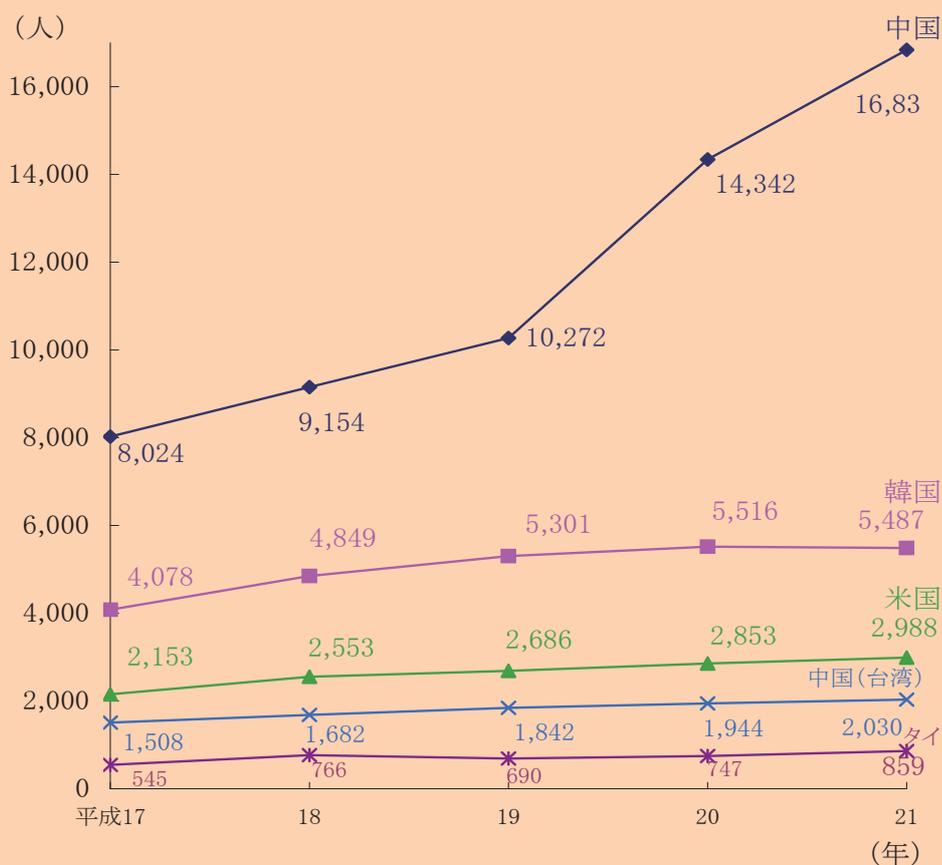
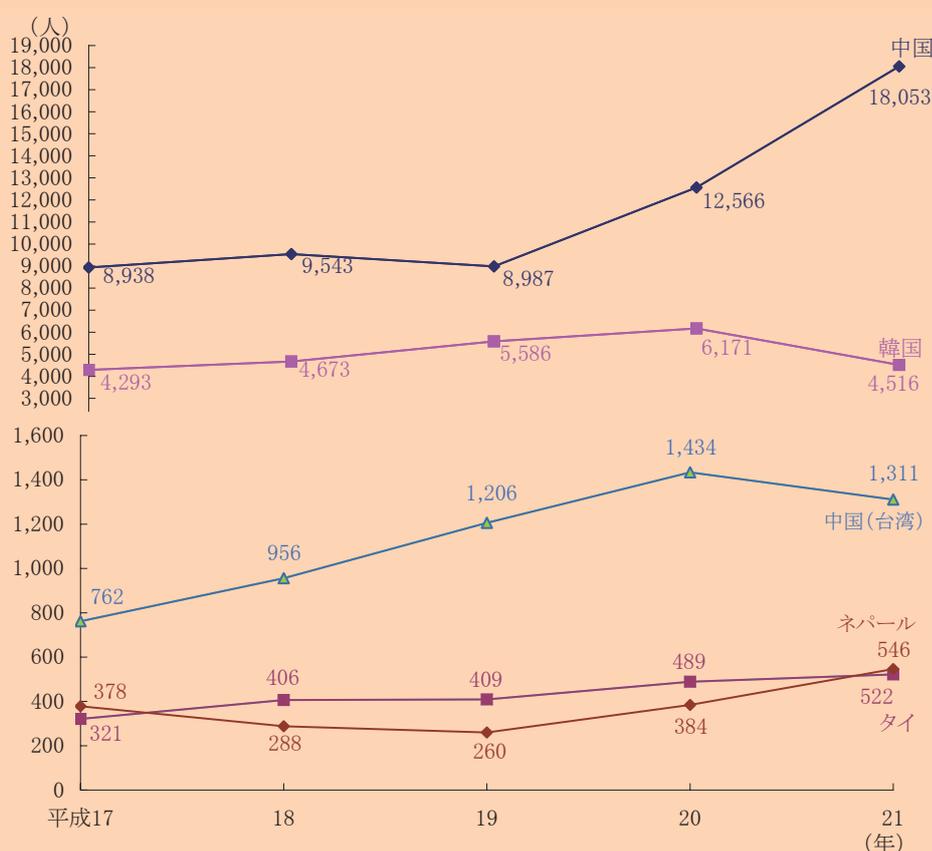


図9 「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編2統計（1）12- 1，13- 1）

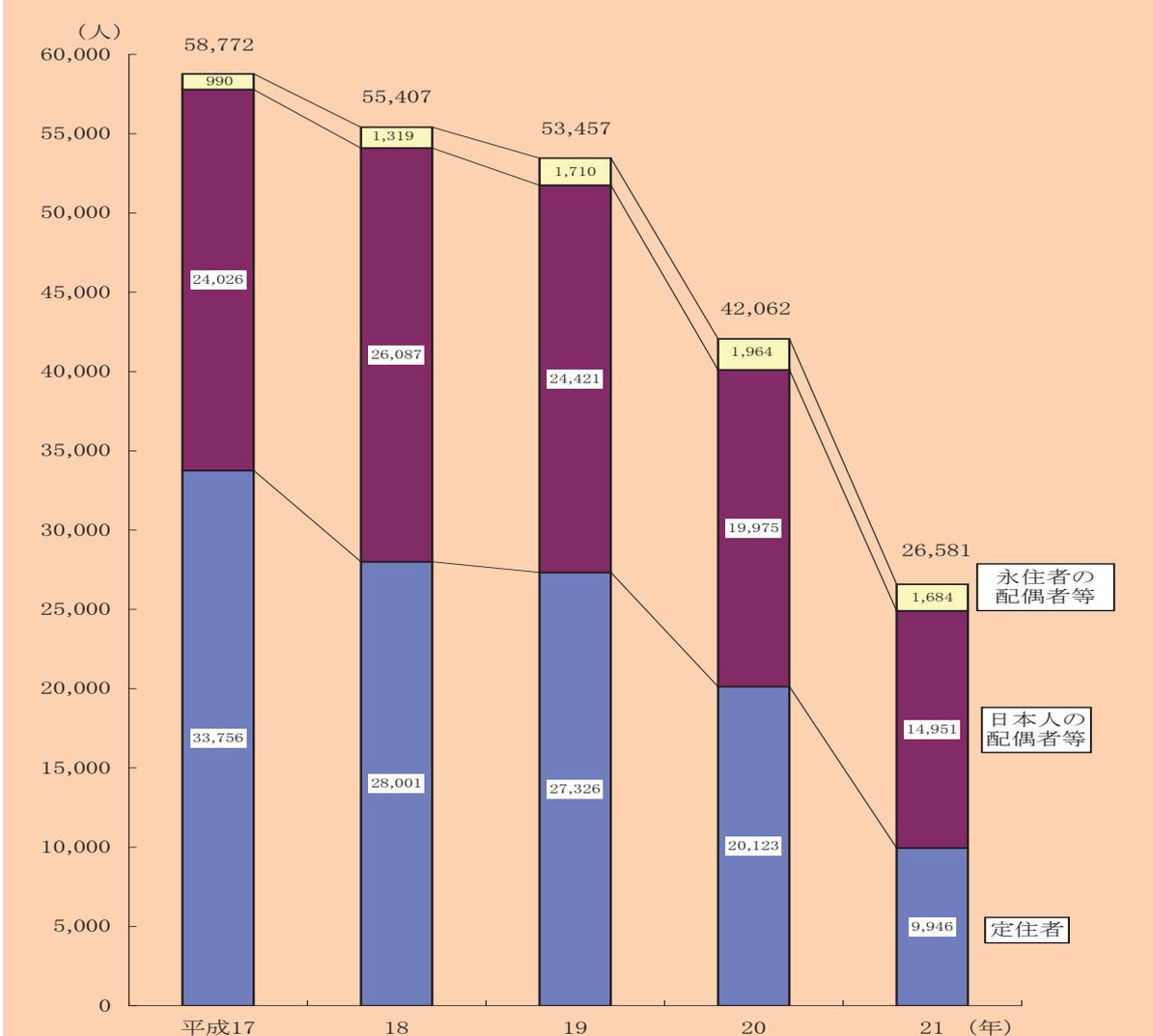
身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本における在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を付与されることはない。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成21年における新規入国者数は1万4,951人、「永住者の配偶者等」の在留資格は1,684人となっており、20年と比べ「日本人の配偶者等」は5,024人（25.2%）減少、「永住者の配偶者等」は280人（14.3%）減少している。

平成21年における「定住者」の新規入国者数は9,946人で20年と比べ1万177人（50.6%）と大幅に減少しており、中でもブラジルの8,598人（89.2%）減少が際立っている。国籍（出身地）別に見ると、中国3,520人（35.4%）、これにフィリピン2,854人（28.7%）、ブラジルが1,037人（10.4%）と続いている（図10）。

図10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く）

平成21年に特例上陸の許可を受けた者の数は188万8,704人であり、20年と比べ19万1,277人（9.2%）減少している。

このうち、平成21年における乗員上陸許可件数は185万3,267人であり、特例上陸許可件数全体の98.1%と大部分を占め、寄港地上陸許可件数が3万4,658人（1.8%）でこれに続いている（表2）。

表2 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成17	18	19	20	21
総数		2,101,462	2,092,527	2,089,456	2,079,981	1,888,704
寄港地上陸		74,714	51,338	41,680	31,908	34,658
通過上陸		270	277	371	451	394
乗員上陸		2,026,106	2,040,436	2,047,033	2,047,221	1,853,267
緊急上陸		257	274	300	314	368
遭難上陸		115	202	72	87	17

以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可

平成21年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は3万4,658人であり、20年と比べ2,750人（8.6%）増加している。

イ 通過上陸の許可

平成21年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は394人であり、20年と比べ、57人（12.6%）減少している。

ウ 乗員上陸の許可

平成21年に乗員上陸の許可を受けた外国人の数は185万3,267人であり、20年と比べ19万3,954人（9.5%）減少している。これは、世界的な不況等により運行会社が路線や便数の見直し等を行ったため、本邦へ乗り入れる航空機等が減少したためと考えられる。



臨船サーチ風景

エ 緊急上陸の許可

平成21年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は368人であり、20年と比べ54人（17.2%）増加している。

オ 遭難による上陸の許可

平成21年に遭難による上陸の許可を受けた外国人の数は17人であり、20年と比べ70人(80.5%)減少している。

(3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成21年では604万6,150人となっており、過去最高であった20年と比べ154万6,111人(20.4%)減少している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は542万3,103人で、全体の89.7%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると584万500人で、全体の96.6%に及んでいる(表3)。

表3 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

年	平成17	18	19	20	21
滞在期間					
総数	5,979,701	6,580,241	7,552,966	7,592,261	6,046,150
15日以内	5,290,493	5,939,544	6,922,329	6,958,485	5,423,103
15日を超えて1月以内	219,443	228,664	240,710	252,854	237,515
1月を超えて3月以内	240,062	235,324	223,473	207,055	179,882
3月を超えて6月以内	60,296	45,536	36,924	34,243	30,638
6月を超えて1年以内	104,875	60,486	49,978	49,009	48,709
1年を超えて3年以内	46,470	50,814	59,554	68,933	85,253
3年を超える	17,801	17,519	17,630	18,618	35,945
不詳	261	2,354	2,368	3,064	5,105

2 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は入国審査官による上陸の審査、特別審理官による口頭審理及び法務大臣による裁決という、いわゆる三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という。個人識別情報を提供しない外国人及び入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、口頭審理を行うため二審を担当する特別審理官に引き渡されることとなる(入管法第7条第4項及び第9条第5項)(注1)。

平成21年の口頭審理の新規受理件数(入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数)は、9,930件であり、過去5年間で最も少なかった。

平成21年の口頭審理新規受理件数の内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違



上陸口頭審理風景

法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第7条第1項第2号不適合）が疑われる者で、このような事案は20年より2,252件(23.2%)減少して7,470件であったが、新規受理件数の75.2%を占めた。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（同法第7条第1項第1号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,300件で、20年から65件（4.8%）減少し、新規受理件数の13.1%であった。さらに、上陸拒否事由（同法第7条第1項第4号不適合）に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,160件で、20年から403件（25.8%）減少し、新規受理件数の11.7%であった。また、19年11月20日から義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者（同法第7条第4項該当者）については、20年は3名が特別審理官に引き渡されたが、21年は0名であった。

口頭審理の新規受理件数が減少した理由としては、個人識別情報を活用した上陸審査等、我が国の水際での厳格な上陸審査が広く海外に知れ渡ったことで、不正な目的で来日する外国人が減少したこと、世界的な不況による外国渡航の手控え、新型インフルエンザの発生などの影響により、外国人入国者数が減少したことなどが考えられる（表4）。

表4 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	平成17	18	19	20	21
総数		16,665	18,258	18,473	12,660	9,930
偽変造旅券・査証行使事案等 (7条1項1号不適合)		2,102	2,267	2,041	1,365	1,300
虚偽申請等 (7条1項2号不適合)		13,242	14,313	13,798	9,722	7,470
申請に係る在留期間不適合 (7条1項3号不適合)		8	2	4	7	0
上陸拒否事由該当者 (7条1項4号不適合)		1,313	1,676	2,628	1,563	1,160
個人識別情報提供をしない者 (7条4項該当者)		—	—	2	3	0

平成21年の口頭審理の処理状況（注2）を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は、20年と比べて16.8%減少して3,664件であった。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は3,731件で、平成20年と比較して、32.6%減少した。一方、上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は、20年の1,967件から2.4%微増して2,014件であった（表5）。

表5 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成17	18	19	20	21
総数		16,660	18,240	18,496	12,661	9,938
上陸許可		5,843	6,155	6,003	4,405	3,664
退去命令		8,126	9,126	8,326	5,537	3,731
異議の申出		1,400	1,706	3,097	1,967	2,014
上陸申請取下げ		296	308	307	368	249
その他		995	945	763	384	280

(注) 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が中止・中止となった数等である。

(注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。

なお、個人識別情報を提供しない者については、法務大臣の裁決の手続はない。

(注2) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数(表4)の総数と口頭審理の処理状況の推移(表5)の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引くなど、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

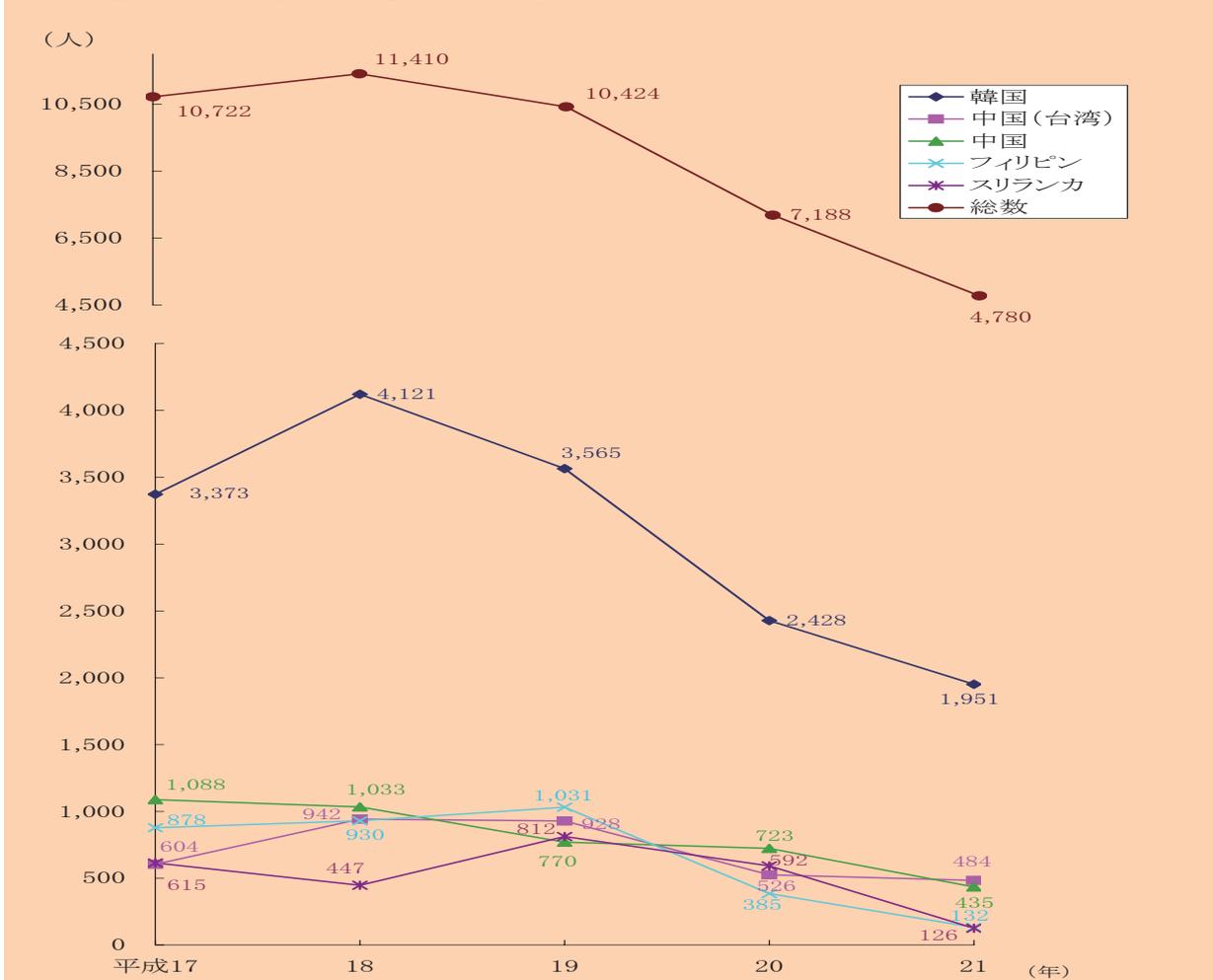
(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成21年における被上陸拒否者数は、4,780件で、20年の7,188件から33.5%減少した。

被上陸拒否者数の国籍(出身地)別内訳は、第一位が韓国1,951人(全体の40.8%)、第二位が中国(台湾)484人(同10.1%)、第三位が中国435人(同9.1%)であり、上位3か国で全体数の約60%を占めた(図11)。

図11 主な国籍（出身地）別被上陸拒否者数の推移



(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が①再入国の許可を受けているとき、②人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、③その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条第1項）。

異議申出の結果、法務大臣が平成21年に上陸を特別に許可した件数は、20年の1,421件から14.6%増加し、1,629件であった（表6）。

表6 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年				
		平成17	18	19	20	21
異議申出(注)		1,400	1,707	3,103	1,973	2,022
裁決結果	理由あり	6	23	16	10	5
	理由なし(退去)	209	288	513	492	361
	上陸特別許可	1,157	1,379	2,492	1,421	1,629
取下げ		27	11	76	42	20
未済		1	6	6	8	7

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。

3 入国事前審査状況

(1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。これを査証事前協議と呼んでいる。

査証事前協議の処理件数は、平成21年は6,505件で、20年の6,661件と比べ156件(2.3%)の減少となっている。

(2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたもので、中長期にわたり就労、勉強、同居を目的とする者又はその代理人(受入機関等)が上陸条件のうち在留資格に該当するかどうか等についてあらかじめ審査を受けて、適合している場合に地方入国管理局においてその旨の証明書の交付が受けられるというものである。外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができる。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成21年は27万3,989件で、20年と比べ5万5,043件(16.7%)の減少となっている。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている(表7)。

表7 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分		年				
		平成17	18	19	20	21
査証事前協議		3,690	4,716	6,721	6,661	6,505
在留資格認定証明書交付申請		368,578	359,910	353,270	329,032	273,989

第2節◆外国人の在留の状況

①外国人登録者数

我が国における外国人の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がある時期においてどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、一般の入国者の場合、外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づき、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録の申請を行うことが義務付けられている（外登法第3条）ため、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成21年末現在1.5%）。したがって、外国人登録者数で見ると外国人の在留状況としては、いわば、我が国において就労、勉強、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く。）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

（1）総数

我が国における外国人登録者数は、毎年新規入国者の中にそのまま我が国にとどまり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加してきており、平成21年末現在の外国人登録者数は218万6,121人で、過去最高を記録した20年末と比べ3万1,305人（1.4%）減少しているが、10年前の11年末に比べると約1.4倍となっており、長期的には増加傾向にある。

また、平成21年末現在における外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,751万0,000人の1.71%に当たり、20年末の1.74%と比べ0.03ポイント低くなっているが、11年末に比べ0.48ポイント増加するなど、長期的には増加傾向にある（図12）。

図12 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



（注1）「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

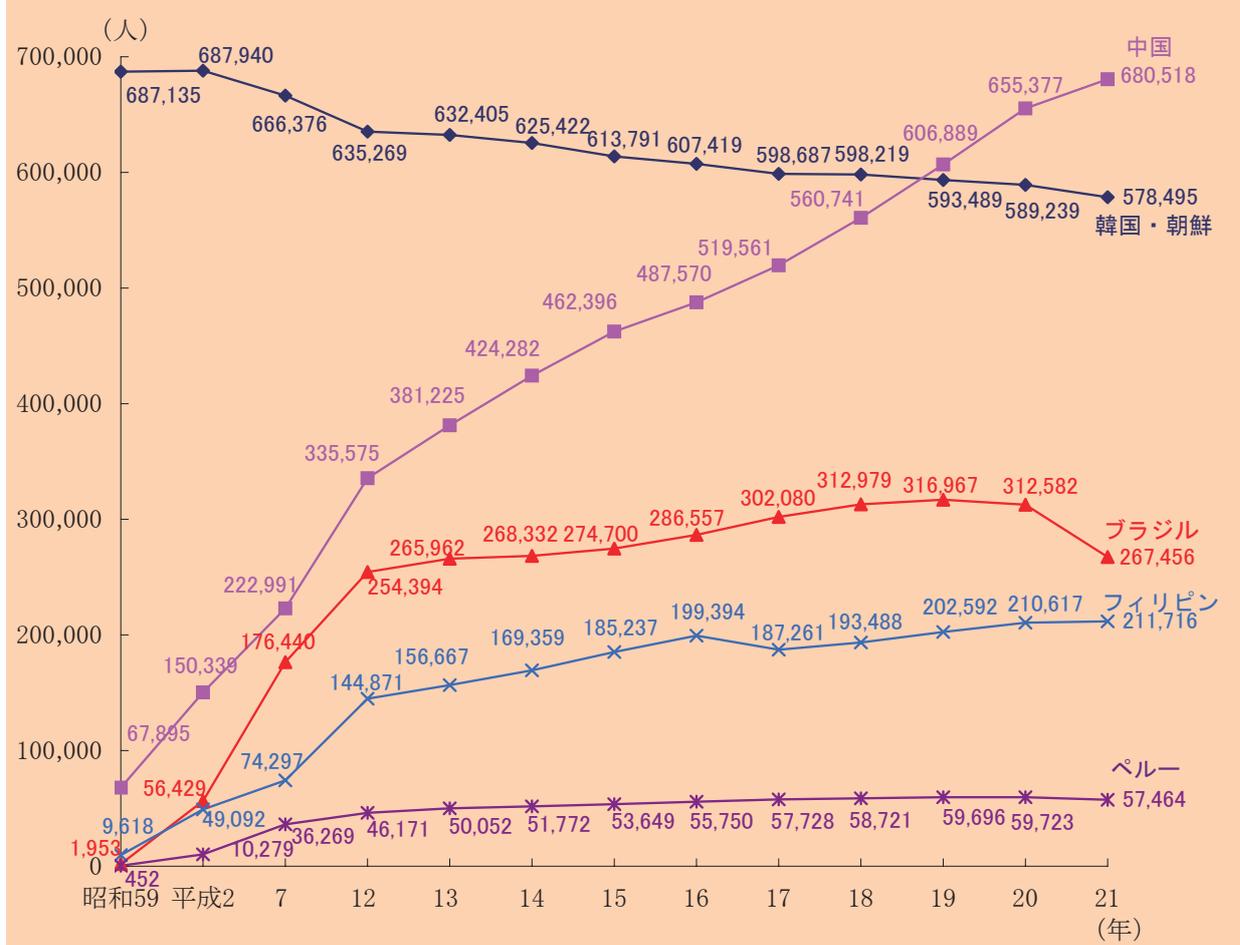
（注2）「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(2) 国籍（出身地）別

平成21年末現在における外国人登録者数について国籍（出身地）別にみると、中国が68万518人で全体の31.1%を占め、以下、韓国・朝鮮57万8,495人（26.5%）、ブラジル26万7,456人（12.2%）、フィリピン21万1,716人（9.7%）、ペルー5万7,464人（2.6%）と続いている。

年別の推移を見ると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、フィリピンは引き続き増加しており、特に中国は、平成19年に韓国・朝鮮を上回ってから増加傾向が続いており、他方、韓国・朝鮮は減少傾向が続き、21年末は20年末と比べ1万744人（1.8%）の減少となった。ブラジルは、19年末をピークに減少傾向にあり、同年と比べ4万9,511人（15.6%）減少している。フィリピンは17年末に減少したものの、21年末は20年末と比べ1,099人（0.5%）の増加となった（図13）。

図13 主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移



(3) 目的（在留資格）別

ア 永住者・特別永住者（資料編2統計（1）11）

平成21年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、「永住者」（特別永住者を除く。）で、20年末と比べ4万1,416人（8.4%）増加の53万3,472人であり、全体の24.4%を占めている（表8）。

表8 在留の資格別外国人登録者数の推移

在留の資格	年	(人)				
		平成17	18	19	20	21
総数		2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121
教授		8,406	8,525	8,436	8,333	8,295
芸術		448	462	448	461	490
宗教		4,588	4,654	4,732	4,601	4,448
報道		280	273	279	281	271
投資・経営		6,743	7,342	7,916	8,895	9,840
法律・会計業務		126	141	145	154	161
医療		146	138	174	199	220
研究		2,494	2,332	2,276	2,285	2,372
教育		9,449	9,511	9,832	10,070	10,129
技術		29,044	35,135	44,684	52,273	50,493
人文知識・国際業務		55,276	57,323	61,763	67,291	69,395
企業内転勤		11,977	14,014	16,111	17,798	16,786
興行		36,376	21,062	15,728	13,031	10,966
技能		15,112	17,869	21,261	25,863	29,030
文化活動		2,949	3,025	3,014	2,795	2,780
短期滞在		68,747	56,449	49,787	40,407	33,378
留学		129,568	131,789	132,460	138,514	145,909
就学		28,147	36,721	38,130	41,313	46,759
研修		54,107	70,519	88,086	86,826	65,209
家族滞在		86,055	91,344	98,167	107,641	115,081
特定活動		87,324	97,476	104,488	121,863	130,636
永住者		349,804	394,477	439,757	492,056	533,472
日本人の配偶者等		259,656	260,955	256,980	245,497	221,923
永住者の配偶者等		11,066	12,897	15,365	17,839	19,570
定住者		265,639	268,836	268,604	258,498	221,771
特別永住者		451,909	443,044	430,229	420,305	409,565
未取得者		15,353	17,415	13,960	13,510	12,376
一時庇護		30	30	30	30	30
その他		20,736	21,161	20,131	18,797	14,766

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という。

「永住者」の外国人登録者数について平成17年末から21年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、21年末には、17年末の34万9,804人と比べ18万3,668人(52.5%)増加している。

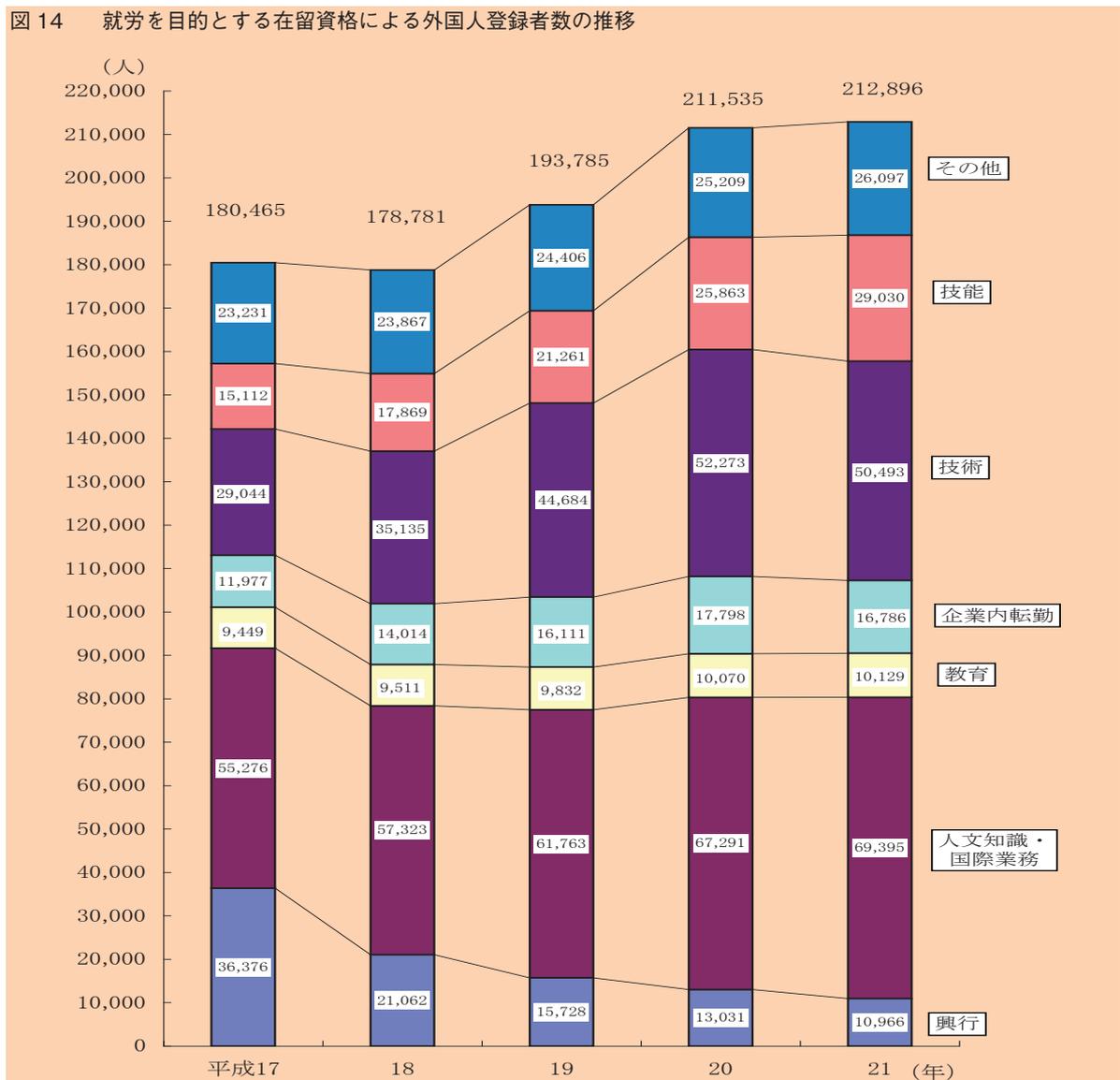
また、「永住者」を国籍(出身地)別で見ると、平成21年末では、中国が15万6,295人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。さらに、中国、ブラジル、フィリピン及びペルーは、21年末は17年末と比べそれぞれ約1.5倍、1.8倍、1.6倍、1.4倍となっている。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により相対的な低下傾向に拍車をかけることとなり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。今後もしいわゆる在日三世・四世などの動向次第で、特別永住者の総数は更に減少する可能性も考えられる。

イ 就労を目的とする外国人（資料編2統計（1）1-2~6-2）

平成21年末現在の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は20年末と比べ1,361人（0.6%）増加の21万2,896人で、全体の9.7%であった。これについて17年末から21年末までの推移を見ると、登録者数は「興行」の減少の影響を受け、18年末まで減少傾向にあったが19年末から増加に転じ、21年末も過去最高を更新したものの、「人文知識・国際業務」、「技能」及び「教育」以外の在留資格は前年より減少している（図14）。

図14 就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移



また、個々の在留資格別で見ると、「研究」の在留資格は近年減少傾向にあるが、これは、平成15年4月から開始された構造改革特別区域における特例措置に該当する場合には、研究活動に従事するものであっても「特定活動」の在留資格が許可されるようになったことが減少要因の一つとなっている。さらに、「興行」の在留資格は、21年末は20年末と比べ2,065人(15.8%)減と引き続き減少となった。これは、「興行」の在留資格による新規入国者が減少したことによるものである。

「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、平成21年末現在、「技術」5万493人、「人文知識・国際業務」6万9,395人、「企業内転勤」1万6,786人であり、20年末と比べ、それぞれ1,780人(3.4%)減少、2,104人(3.1%)増加、1,012人(5.7%)減少している。

平成21年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ23.7%、32.6%、7.9%となっており、一般企業で就労する外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の約6割を占めている。

ウ 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-2, 8-2）

留学生の外国人登録者数は、平成14年末に初めて10万人を突破し、21年末現在における留学生の外国人登録者数は、20年末と比べて7,395人(5.3%)増加して14万5,909人となった。これを国籍(出身地)別に見ると、中国が9万4,355人で全体の64.7%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万9,807人(13.6%)で続いている。

また、総数について平成17年末から21年末までの推移を見ると、21年末現在では17年末の約1.1倍になっている。

一方、就学生の外国人登録者数は、平成16年末に減少に転じたが、18年末から増加し、21年末現在における就学生の外国人登録者数は4万6,759人で、20年末と比べ5,446人(13.2%)の増加となった。これを国籍(出身地)別に見ると、中国が3万2,408人で全体の69.3%を占め、これに韓国・朝鮮が7,804人(16.7%)で続いている。

また、総数について平成17年末から21年末までの推移を見ると、21年末現在では17年末の約1.7倍になっている。

エ 研修生・技能実習生（資料編2統計（1）9-2, 10）

平成21年末現在における研修の外国人登録者数は、6万5,209人で、20年と比べ2万1,617人(24.9%)減少し、前年を大幅に下回った。これを国籍(出身地)別に見ると、中国が5万487人で全体の77.4%を占めており、次いでベトナムが4,355人(6.7%)、フィリピンが3,970人(6.1%)の順となっている。

さらに、平成17年末から21年末までの推移を国籍(出身地)別で見ると、中国が約1.2倍、ベトナムが約1.3倍となっている。

平成21年末現在における技能実習生の外国人登録者数は、10万9,793人で、20年と比べ4,803人(4.6%)増加している。これを国籍(出身地)別に見ると、中国が8万4,813人で全体の

77.2%を占めており、次いでベトナムが9,197人(8.4%)、インドネシアが6,725人(6.1%)の順となっている。

さらに、平成17年末から21年末までの推移を国籍(出身地)別で見ると、中国が約1.9倍、ベトナムが約1.8倍となっている。

オ 身分又は地位に基づき在留する外国人(資料編2統計(1)12-2, 13-2)

平成21年末現在における「日本人の配偶者等」の外国人登録者数は22万1,923人となっている。17年末から21年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」は18年末まで増加傾向にあったものの、19年末以降減少に転じ、21年末は20年末と比べ、2万3,574人(9.6%)減少した。

国籍(出身地)別で見ると、平成21年末現在では、中国が5万6,510人で全体の25.5%を占めており、次いでフィリピンが4万6,027人(20.7%)、ブラジルが4万3,443人(19.6%)の順となっている。17年末から21年末までの推移を国籍(出身地)別で見ると、21年末に中国がブラジルを抜き第一位となる一方、ブラジルは毎年減少しており、21年末は17年末に比べ半数近くになっている。

平成21年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は22万1,771人で外国人登録者全体の10.1%を占めている。17年末から21年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」と同様、18年末まで増加傾向にあったものの、19年末以降減少している。21年末現在では20年末と比べ、3万6,727人(14.2%)減少した。

国籍(出身地)別に見ると、平成21年末は、ブラジルが10万1,250人(45.7%)を占めており、これにフィリピン3万7,131人(16.7%)、中国3万3,651人(15.2%)が続いている。また、17年末から21年末までの推移を見ると、19年末まで第三位だったフィリピンは一貫して増加し、20年末には中国を抜いて第二位になり、引き続き増加している。

なお、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の外国人登録者数が大幅に減少した要因としては、平成20年下半年以降、不況により職を失った日系人が本国に帰国したことなどが考えられる(注)。

(注) 厚生労働省は、厳しい再就職環境の下、再就職を断念し、帰国を決意した日系人離職者に対し、一定額の帰国支援金を支給する帰国支援事業を実施(平成21年4月から22年3月まで)しており、同支援を受けて帰国した者は約2.2万人である。

2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初決定された在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などであり、これらの許可の判断を行うのが在留審査である。

平成21年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は20年と比べて4万1,406件(3.0%)増加して、140万3,250件となった。17年から21年までの推移を見ると、全体として増加傾向にある(表9)。

表9 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成17	18	19	20	21
総数		1,197,627	1,327,185	1,351,961	1,361,844	1,403,250
資格外活動		100,176	107,158	119,145	133,513	147,528
在留資格変更		115,287	123,381	138,427	149,214	149,046
在留期間更新		418,696	466,304	436,630	434,307	444,330
永住		39,256	51,538	60,509	57,806	53,960
特別永住		116	112	131	114	139
在留資格取得		7,215	8,013	8,680	8,957	8,303
再入国		516,881	570,679	588,439	577,933	599,944

(注1)「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注3)「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。

(1) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成21年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は44万4,330人であり、20年と比べて1万23件（2.3%）の増加となっている（表9）。

(2) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成21年に在留資格変更許可を受けた外国人は14万9,046人で、20年と比べて168人（0.1%）の減少となっている（表9）。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成21年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は9,584人で、20年と比べて1,456人（13.2%）減少している。15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、減少に転じている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が6,333人と全体の66.1%を占め、次いで韓国が1,368人（14.3%）、中国（台湾）が285人（3.0%）の順となっている（表10）。



在留審査窓口風景

表10 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍(出身地)	年	平成17	18	19	20	21
総	数	5,878	8,272	10,262	11,040	9,584
中	国	4,186	6,000	7,539	7,651	6,333
韓	国	747	944	1,109	1,360	1,368
中	国（台湾）	168	200	282	303	285
バ	ン	グ	ラ	デ	シ	ユ
ベ	ト	ナ	ム			
マ	レ	ー	シ	ア		
タ	イ					
ス	リ	ラ	ン	カ		
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	
ネ	パ	ー	ル			
そ	の	他				

(注)表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

在留資格別に見ると、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が6,677人（69.7%）で最も多く、平成20年と比べて1,186人（15.1%）減少している。また、21年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は2,154人（22.5%）となっており、これら2つの在留資格で全体の92.1%を占めている（表11）。

表11 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格	年	平成17	18	19	20	21
総	数	5,878	8,272	10,262	11,040	9,584
人	文	知	識	・	国	際
技	術					
教	授					
研	究					
投	資	・	経	営		
教	育					
宗	教					
医	療					
技	能					
芸	術					
興	行					
そ	の	他				

イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度であり、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされている。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送出国のニーズにも合致する技能等が対象となる。具体的には、平成22年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等54職種及び国家試験ではないが（財）国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等12職種の合計66職種となっている。

制度発足当初は、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ

移行できる対象職種の拡大等により年々着実に増加していたが、平成21年は20年と比べて313人(0.1%)の減少となっている。しかしながら、5年に技能実習制度が創設されてから21年末までの技能実習への移行者数の累計は38万人を超えており、本制度が定着してきていることがうかがえる。

平成21年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍(出身地)別内訳を見ると、中国4万9,032人、ベトナム4,972人、インドネシア3,467人、フィリピン3,127人、タイ1,082人の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、溶接、プラスチック成形の順になっている(表12、13)。

なお、平成22年7月1日から新たな研修・技能実習制度(第2部第5章「研修・技能実習制度に係る施策等」参照。)の運用が開始されたところである。

表12 国籍別技能実習への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成17	18	19	20	21
総数		32,394	41,000	53,999	62,520	62,207
中国		26,606	34,817	42,871	49,566	49,032
ベトナム		1,791	2,221	4,155	4,885	4,972
インドネシア		2,340	1,924	3,274	3,393	3,467
フィリピン		1,219	1,482	2,407	3,000	3,127
タイ		277	342	783	1,079	1,082
その他		161	214	509	597	527

(注)表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表13 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成17	18	19	20	21
総数		32,394	41,000	53,999	62,520	62,207
婦人子供服製造		9,751	10,750	11,697	12,707	11,428
型枠施工		420	526	800	1,012	877
紳士服製造		679	741	658	637	631
溶接		1,960	2,817	3,882	5,457	5,569
鉄筋施工		376	409	610	889	987
機械加工		1,276	1,918	2,960	3,539	3,203
金属プレス		1,194	1,768	2,505	3,150	2,769
配管		53	88	119	163	215
塗装		713	1,070	1,255	1,644	1,766
家具製作		239	260	392	364	435
鋳造		695	811	1,167	1,062	977
とび		361	610	702	1,125	993
プラスチック成形		2,072	2,686	4,769	4,270	4,454
建築大工		179	350	441	356	402
建設機械施工		46	77	147	172	179
その他		12,380	16,119	21,895	25,973	27,322

(3) 在留資格取得の許可(同法第22条の2)

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成21年に在留資格取得の許可を受けた外国人は8,303人で、20年と比べて654人(7.3%)の減少となっている(表9)。

(4) 再入国の許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる。

平成21年に再入国許可を受けた外国人は59万9,944人であり、20年と比べて2万2,011人(3.8%)の増加となっている（表9）。

(5) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成21年に資格外活動許可を受けた外国人は14万7,528人で、20年と比べて1万4,015人(10.5%)増加しており、17年と比べると4万7,352人（47.3%）の増加となっている（表9）。

(6) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを明確化した。この見直しでは、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

また、我が国に貢献があると認められる外国人に対する永住許可の要件を明確化するため、平成17年3月31日に「我が国への貢献に関するガイドライン」を策定してホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「我が国への貢献に関するガイドライン」についても一部改定した。

平成19年における永住許可は過去最高の6万509人となったが、20年は5万7,806人、21年は5万3,960人と減少傾向にある（表14）。

表14 国籍（出身地）別永住許可件数の推移

国籍(出身地)	年	平成17	18	19	20	21
総数		39,256	51,538	60,509	57,806	53,818
中国		11,404	13,744	15,875	16,140	16,957
ブラジル		10,026	16,055	19,793	16,824	11,430
フィリピン		6,044	7,554	8,723	8,982	9,248
韓国・朝鮮		2,939	3,368	3,788	3,914	4,060
ペルー		2,449	2,878	3,241	2,783	2,389
その他		6,394	7,939	9,089	9,163	9,734

(注)表中「中国」には、台湾、香港、その他を含む。

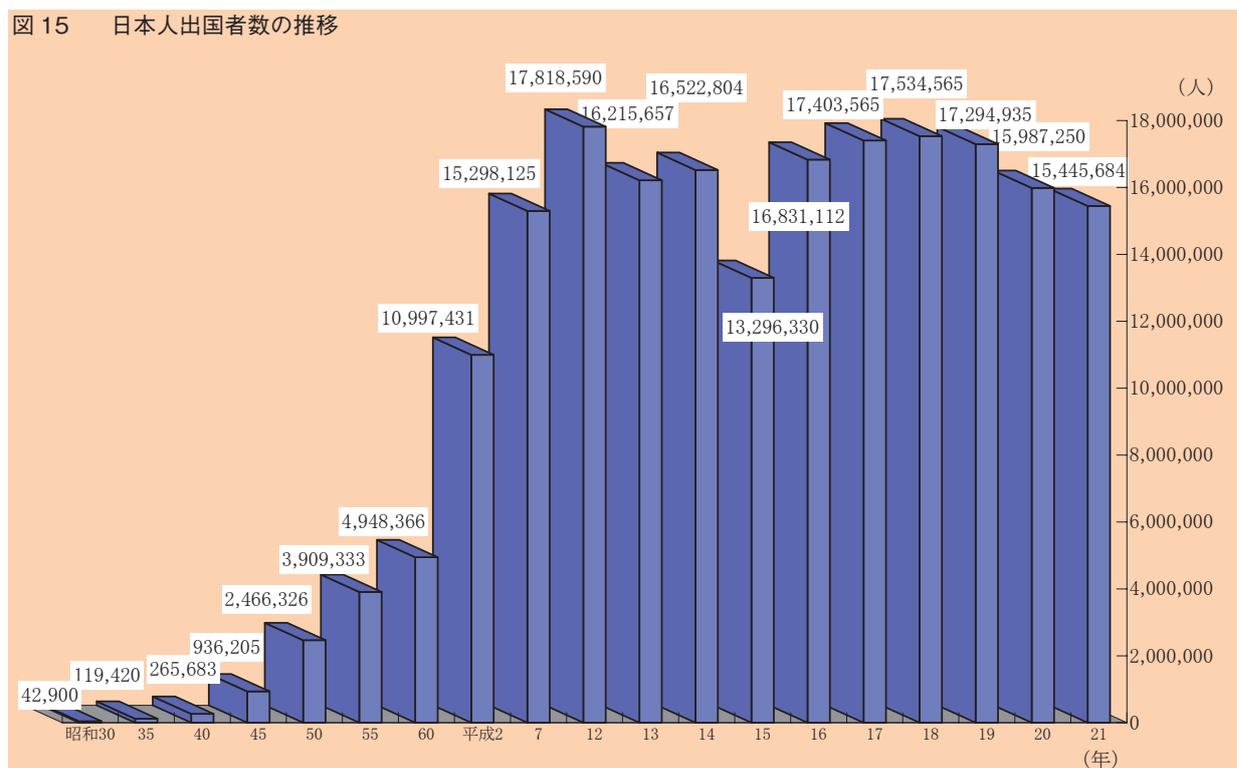
第3節◆日本人の出帰国の状況

① 出国者

(1) 総数

平成21年の日本人出国者総数は1,544万5,684人で、20年と比べ54万1,566人(3.4%)減少した(図15)。

図15 日本人出国者数の推移



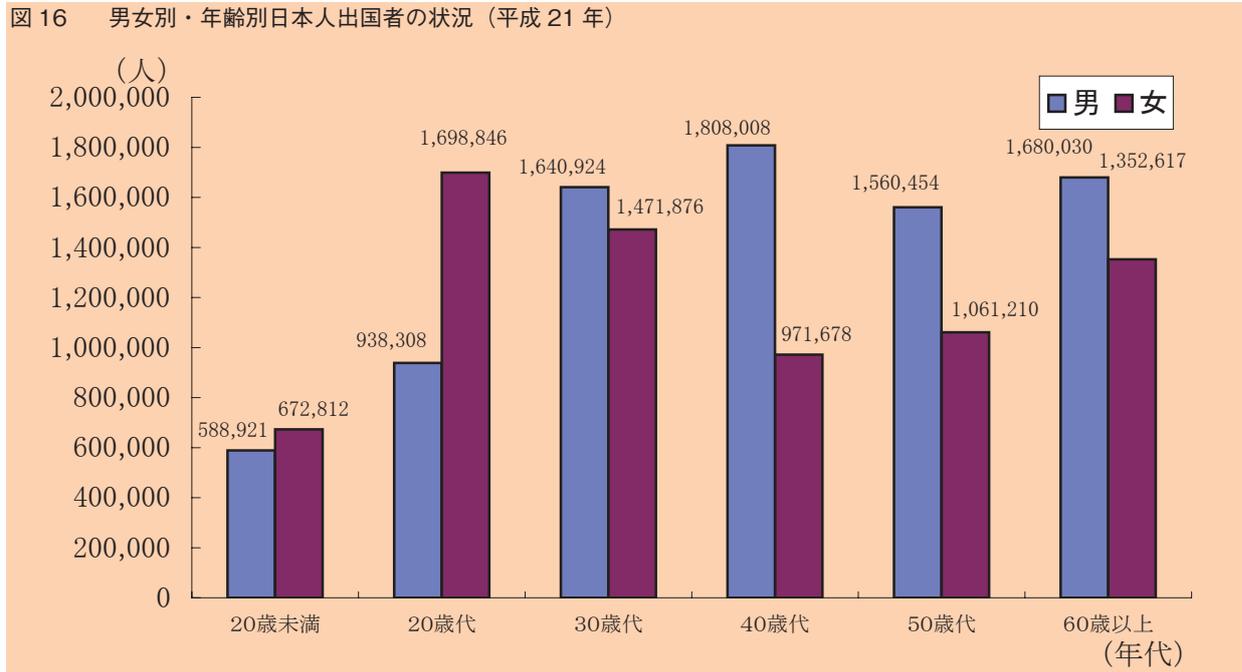
(2) 男女別・年齢別

平成21年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が821万6,645人、女性が722万9,039人で、男性が全体の53.2%、女性が46.8%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

平成21年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が311万2,800人で出国者全体の20.2%を占めており、以下、60歳以上303万2,647人(19.6%)、40歳代277万9,686人(18.0%)、20歳代263万7,154人(17.1%)、50歳代262万1,664人(17.0%)の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が64.4%と極めて高くなっているが、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図16）。

図16 男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成21年）



(3) 空港・海港別

平成21年における日本人出国者数について、出国した空・海港別に見ると、空港を利用した出国者は1,524万225人で全体の98.7%を占めている。外国人の入国者(空港利用者が94.3%)に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成21年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は828万595人で空港からの出国者全体の54.3%、関西空港の利用者数が318万4,158人で20.9%を占めており、空港からの出国者全体の75.2%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、中部空港157万5,891人(10.3%)、羽田空港78万22人(5.1%)の順になっている。

一方、平成21年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が15万8,845人で海港からの出国者全体の77.3%、下関港が1万6,284人で7.9%を占めており、海港からの出国者全体の85.2%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、大阪港6,816人(3.3%)、横浜港5,430人(2.6%)の順となっている。

2 帰国者

平成21年の日本人帰国者総数は1,543万2,549人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,415万2,407人で全体の91.7%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,295万5,679人で、全体の84.0%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない(表15)。

表15 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞 在 期 間	年	平成17	18	19	20	21
総	数	17,326,149	17,457,286	17,199,310	15,905,433	15,432,549
5	日	10,073,918	10,223,891	10,125,098	9,344,449	9,341,903
	以					
	内					
5日を超えて10日以内		4,503,407	4,480,153	4,370,202	3,935,729	3,613,776
10日を超えて20日以内		1,101,697	1,098,627	1,066,490	1,007,021	897,894
20日を超えて1月以内		381,627	379,317	356,190	342,367	298,834
1月を超えて3月以内		553,187	563,278	566,805	560,726	529,070
3月を超えて6月以内		305,489	311,045	316,000	319,749	324,165
6月を超えて1年以内		264,511	267,240	268,808	270,411	290,320
1年を超えて3年以内		119,516	114,578	113,569	111,398	124,015
3年を超える		16,357	12,965	10,323	8,354	7,479
不	詳	6,440	6,192	5,825	5,229	5,093

第2章

外国人の退去強制手続業務の状況

第1節◆不法残留者の状況

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成22年1月1日現在の我が国における不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は、21年ぶりに10万人を下回る9万1,778人であり、21年1月1日現在の11万3,072人と比べて2万1,294人（18.8%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて20万6,868人（69.3%）減で、一貫して減少している。

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、総合的な不法滞在対策の効果によるものである。

なお、この数に不法入国者の推定数約1万3千人から2万2千人を加えると、約11万人の不法滞在者が我が国に潜伏していると見られる。



違反調査風景

① 国籍（出身地）別

平成22年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が2万1,660人で最も多く、全体の23.6%を占めており、以下、中国1万2,933人（14.1%）、フィリピン1万2,842人（14.0%）、中国（台湾）4,889人（5.3%）、タイ4,836人（5.3%）、マレーシア2,661人（2.9%）、ペルー2,402人（2.6%）の順となっている（図17、表16）。

図17 主な国籍(出身地)別不法残留者数の推移

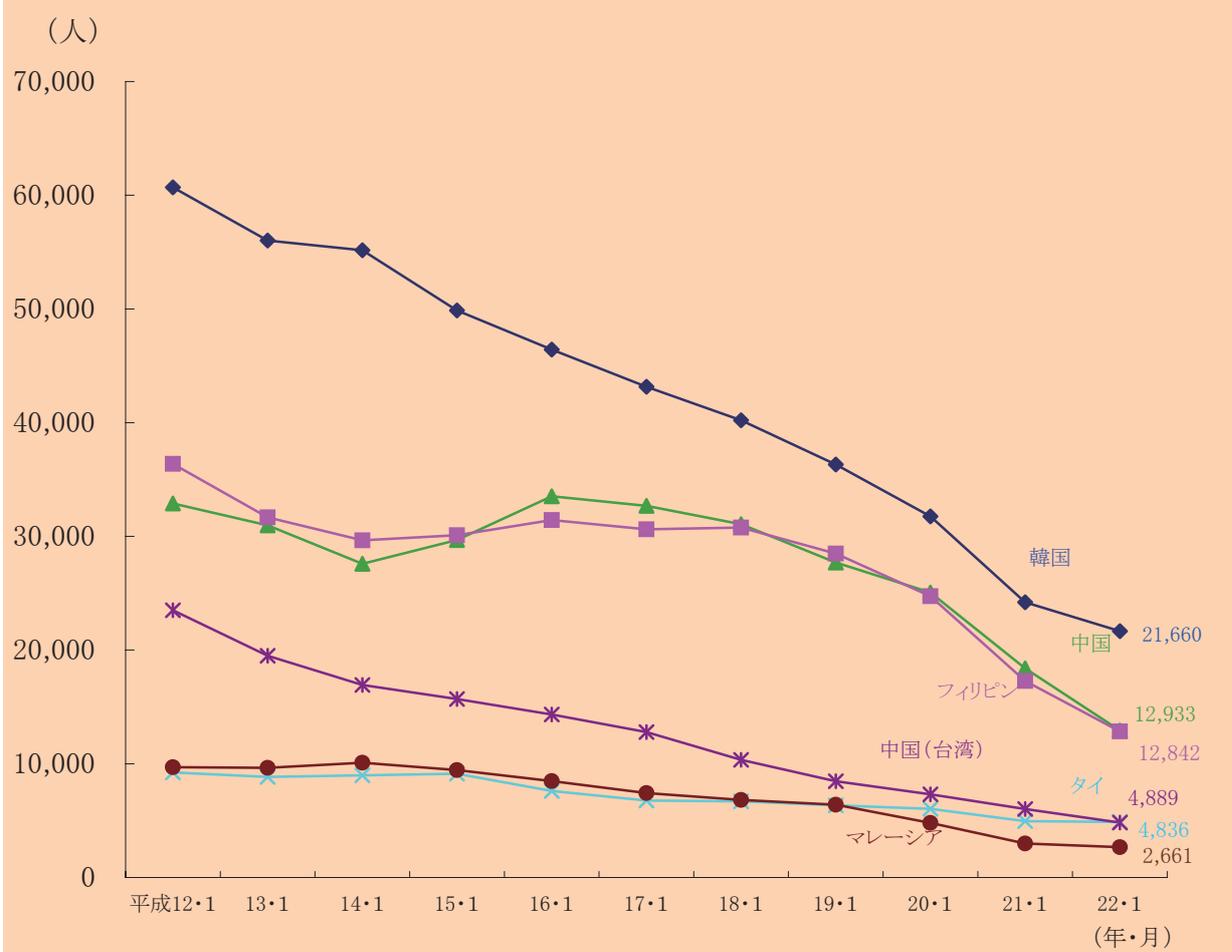


表16 国籍(出身地)別不法残留者数の推移

年月日	平成3年 5月1日	4年 5月1日	5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日	17年 1月1日	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日
総数	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778
韓国	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660
中国	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074	27,698	25,057	18,385	12,933
フィリピン	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842
中国(台湾)	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889
タイ	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836
マレーシア	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661
ペルー	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997	5,283	4,481	3,396	2,402
シンガポール	1,435	1,712	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216	3,075	3,587	2,241	2,207	2,128	2,107
スリランカ	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590	4,042	3,615	2,796	1,952
インドネシア	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926	6,354	5,096	3,126	1,820
その他	45,685	86,215	79,123	73,120	68,521	67,526	68,047	65,476	61,692	58,092	54,849	54,299	55,308	55,688	52,791	46,721	39,205	34,681	27,797	23,676

(注)表中「中国」には、台湾、香港、その他を含まない。

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍(出身地)は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、22年1月1日現在の順位は韓国が最も多く、次いで中国、フィリピン、中国(台湾)、タイとなっている。

国籍(出身地)別の推移を見ると、韓国は、「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものに対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、平成11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少し

ており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勸奨措置が採られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少傾向にある。フィリピンは10年以降減少していたが、15年から18年にかけて増減を繰り返し、19年以降は減少している。インドネシアは、3年5月1日から一貫して増加していたが、17年以降は減少傾向にある。

2 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が6万3,169人で最も多く、全体の68.8%を占めている。以下、「興行」4,120人(4.5%)、「留学」3,610人(3.9%)、「就学」2,232人(2.4%)、「研修」1,621人(1.8%)となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は1万3,482人(17.6%)、「興行」は895人(17.8%)減少している。「短期滞在」は平成5年5月1日以降引き続き、「就学」も6年5月1日以降減少傾向にあり、「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後も引き続き増加していたが、17年1月以降減少傾向にある。「留学」についても13年1月1日から増加していたが、18年1月以降減少に転じている(表17)。

表17 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

年月日 在留資格	平成17年 1月1日	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日
総数	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778
短期滞在	139,417	134,374	117,289	102,069	76,651	63,169
興行	11,319	10,052	8,162	6,624	5,015	4,120
留学	8,173	7,628	7,448	6,667	5,090	3,610
就学	8,506	7,307	5,281	4,311	3,186	2,232
研修	3,648	3,393	3,333	3,136	2,561	1,621
その他	36,236	30,991	29,326	26,978	20,569	17,026

第2節◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 退去強制事由別

平成21年に退去強制手続を執った入管法違反者は3万2,661人で、20年と比べて6,721人減少している。このうち、出国命令制度の対象者として入国審査官に引き継いだ者は8,958人であった。

退去強制事由別内訳を見ると、不法残留2万5,503人(78.1%)、不法入国5,373人(16.5%)、資格外活動810人(2.5%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている。

国籍(出身地)別では、中国が9,522人(29.2%)と最も多く、7年連続で第一位となった。次いで、フィリピン6,370人(19.5%)、韓国3,934人(12.0%)の順となり、これら上位3か国で全体の60%以上を占めている(表18, 19)。

なお、平成21年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は2万6,545人で全体の81.3%を占めている。



摘発風景

表18 退去強制事由別の入管法違反事件の推移

退去強制事由	年	平成17	18	19	20	21
総数		57,172	56,410	45,502	39,382	32,661
不法入国		11,586	10,441	7,454	6,136	5,373
不法上陸		690	506	342	253	186
資格外活動		1,890	1,736	1,409	1,153	810
不法残留		42,254	42,829	35,417	31,045	25,503
刑罰法令違反等		752	898	880	795	789
不法就労者		45,935	45,929	36,982	32,471	26,545

表19 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移

国籍（出身地）	年	平成17	18	19	20	21
総数		57,172	56,410	45,502	39,382	32,661
中国		17,252	16,269	11,981	10,963	9,522
フィリピン		9,627	10,420	9,185	7,847	6,370
韓国		8,050	8,128	6,560	4,993	3,934
タイ		3,388	3,294	2,467	2,020	1,832
インドネシア		2,000	2,443	2,153	2,284	1,632
ベトナム		1,130	1,407	1,571	1,708	1,373
ペルー		1,194	1,306	1,068	1,064	1,216
スリランカ		1,204	1,624	1,449	1,432	1,171
ブラジル		912	661	663	537	536
バングラデシュ		1,529	1,295	975	745	525
その他		10,886	9,563	7,430	5,789	4,550

（注）表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

（1）不法入国

平成21年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者（注）数は、20年と比べて763人（12.4%）減少して5,373人となり、入管法違反者全体の16.5%を占めている。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、水際対策の効果が現れているものと思われる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1,648人で最も多く全体の30.7%を占め、次いでフィリピン1,237人（23.0%）、韓国427人（7.9%）の順となっており、平成14年以降、これら上位2か国の順位に変動は見られないが、中国の占める割合が高く、その件数とともに大きな脅威となっている。

利用交通手段別に見ると、平成21年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による不法入国者数は20年と比べて582人（13.0%）減少し3,880人となった。これは、不法入国者全体の72.2%に当たり、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は20年と比べて181人（10.8%）減少し1,493人となった（表20, 21, 22）。

表20 国籍（出身地）別不法入国事件の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成17	18	19	20	21
総数	11,586	10,441	7,454	6,136	5,373
中国	4,960	3,999	2,410	2,020	1,648
フィリピン	2,074	2,059	1,624	1,376	1,237
韓国	617	767	619	478	427
タイ	1,139	988	680	503	416
ペルー	255	299	243	261	377
インドネシア	172	232	281	260	269
イラン	402	432	382	248	174
バングラデシュ	646	486	349	263	160
スリランカ	128	181	151	165	130
ミャンマー	323	188	86	67	86
その他	870	810	629	495	449

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表21 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成17	18	19	20	21
総数	8,065	7,549	5,448	4,462	3,880
フィリピン	1,927	1,956	1,519	1,301	1,153
中国	2,570	2,088	1,215	942	698
タイ	1,065	934	633	471	387
ペルー	255	298	241	261	377
インドネシア	171	232	281	259	266
その他	2,077	2,041	1,559	1,228	999

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表22 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成17	18	19	20	21
総数	3,521	2,892	2,006	1,674	1,493
中国	2,390	1,911	1,195	1,078	950
韓国	229	352	301	254	262
フィリピン	147	103	105	75	84
バングラデシュ	348	232	194	127	78
イラン	62	63	59	46	33
その他	345	231	152	94	86

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第1号）及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第2号）は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。したがって、有効な旅券や乗員手帳を所持している場合であっても、同項第2号に該当する場合は不法入国者となる。

(2) 不法上陸

平成21年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は、20年と比べて67人（26.5%）減少し186人となったが、これは入管法違反者全体の0.6%であり、14年以降おおむね同様の割合で推移している（表23）。

表23 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

国籍(出身地)		年				
		平成17	18	19	20	21
総	数	690	506	342	253	186
中	国	374	231	137	58	50
タ	イ	32	21	11	9	18
ト	ル	5	45	19	39	17
フ	イ	29	10	26	14	14
ミ	ヤ	43	31	16	25	11
韓	国	23	22	15	17	10
中	国	8	8	8	4	6
パ	キ	17	5	6	3	6
ベ	ト	0	3	0	3	5
ロ	シ	33	10	15	7	4
そ	の	126	120	89	74	45

(注)表中「中国」には台湾, 香港, その他は含まない。

(3) 不法残留

平成21年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は20年と比べて5,542人(17.9%)減少し、2万5,503人となった。これは入管法違反者全体の78.1%に当たる。

国籍(出身地)別に見ると、中国が7,342人で最も多く全体の28.8%を占めており、次いでフィリピン4,960人(19.4%)、韓国3,104人(12.2%)、インドネシア1,350人(5.3%)、タイ1,347人(5.3%)の順となっている(表24)。

表24 国籍（出身地）別不法残留事件の推移

国籍(出身地)		年				
		平成17	18	19	20	21
総	数	42,254	42,829	35,417	31,045	25,503
中	国	11,301	11,295	8,811	8,326	7,342
フ	イ	6,583	7,879	7,136	6,188	4,960
韓	国	6,959	6,847	5,484	4,147	3,104
イ	ン	1,779	2,074	1,837	1,978	1,350
タ	イ	2,166	2,232	1,728	1,444	1,347
ベ	ト	1,021	1,300	1,435	1,570	1,268
ス	リ	1,028	1,391	1,244	1,216	1,026
ペ	ル	919	971	792	779	812
ネ	パ	549	781	577	481	416
ブ	ラ	784	482	434	346	375
そ	の	9,165	7,577	5,939	4,570	3,503

(注)表中「中国」には台湾, 香港, その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成21年は20年と比べて343人(29.7%)減少し810人となった。これは、退去強制手続を執った入管法違反者全体の2.5%である。

国籍(出身地)別に見ると、韓国が306人で最も多く全体の37.8%を占めており、次いで中国266人(32.8%)、フィリピン85人(10.5%)の順となっており、これら上位3か国で全体の81.1%を占めている(表25)。

表 25 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成17	18	19	20	21
総数		1,890	1,736	1,409	1,153	810
韓国		396	412	380	275	306
中国		357	469	395	369	266
フィリピン		862	399	297	189	85
中国（台湾）		22	34	48	48	25
バングラデシュ		13	13	13	26	18
ベトナム		19	32	49	56	15
タイ		15	14	14	14	14
ミャンマー		0	7	7	11	14
インドネシア		45	119	23	29	11
ネパール		4	18	21	35	10
その他		157	219	162	101	46

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

2 不法就労事件

(1) 概況

平成 21 年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は 2 万 6,545 人で、入管法違反者全体の 81.3% を占め、我が国に潜伏する不法滞在外国人の多くが不法就労していることを裏付けている。

このような状況は、今日の厳しい雇用情勢にあつて、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪う等公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、これら外国人が本来得るべき賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなど、不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

(2) 国籍（出身地）別

不法就労者の国籍は、近隣アジア諸国を中心に 86 か国（出身地）に及び、依然として多国籍の状態にある。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 8,205 人で最も多く全体の 30.9% を占めており、次いでフィリピン 4,845 人 (18.3%)、韓国 3,241 人 (12.2%)、インドネシア 1,557 人 (5.9%)、タイ 1,512 人 (5.7%) の順となっており、これら上位 5 か国で全体の 72.9% を占めている。ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている（表 26）。

表26 国籍(出身地)別不法就労事件の推移

国籍(出身地)		年	平成17	18	19	20	21
総	数		45,935	45,929	36,982	32,471	26,545
	男		26,232	24,759	20,926	19,270	16,522
	女		19,703	21,170	16,056	13,201	10,023
中	国		14,239	13,750	10,223	9,583	8,205
	男		8,749	7,614	5,910	5,950	5,343
	女		5,490	6,136	4,313	3,633	2,862
フ	イ		7,378	7,978	7,075	6,083	4,845
	リ		2,647	2,887	2,815	2,559	2,250
	ビ		4,731	5,091	4,260	3,524	2,595
韓	国		6,514	6,696	5,315	4,077	3,241
	男		2,274	2,232	1,977	1,555	1,306
	女		4,240	4,464	3,338	2,522	1,935
イ	ン		1,844	2,286	2,034	2,162	1,557
	ド		1,297	1,521	1,438	1,568	1,230
	ネ		547	765	596	594	327
タ	イ		2,816	2,650	2,013	1,694	1,512
	男		1,158	1,159	985	903	822
	女		1,658	1,491	1,028	791	690
ベ	ト		900	1,189	1,318	1,473	1,152
	ナ		490	630	756	887	741
	ム		410	559	562	586	411
ス	リ		1,024	1,440	1,264	1,278	1,042
	ラ		898	1,270	1,117	1,150	946
	ン		126	170	147	128	96
ペ	ル		894	927	785	786	932
	男		588	609	518	532	652
	女		306	318	267	254	280
バ	ン		1,405	1,176	907	702	490
	グ		1,328	1,114	873	670	473
	ラ		77	62	34	32	17
ネ	バ		590	830	610	535	456
	ー		435	568	431	364	340
	ル		155	262	179	171	116
そ	の		8,331	7,007	5,438	4,098	3,113
	他		6,368	5,155	4,106	3,132	2,419
	男		1,963	1,852	1,332	966	694
	女						

(注)表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が1万6,522人(62.2%)、女性が1万23人(37.8%)であり、男性の割合が増加している。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が8,220人で最も多く全体の31.0%を占めており、次いで建設作業員3,938人(14.8%)、ホステス等接客業3,323人(12.5%)の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、その他の労務作業員の順となり、女性はスナック等で働くホステス等接客業が最も多く、次いで工員、ウェイトレス等給仕の順となっている(表27)。

表 27 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成17	18	19	20	21
	総数		45,935	45,929	36,982	32,471
男		26,232	24,759	20,926	19,270	16,522
	女	19,703	21,170	16,056	13,201	10,023
工員		11,786	12,986	11,572	11,366	8,220
	男	8,447	8,892	7,898	7,670	5,687
建設作業員		3,339	4,094	3,674	3,696	2,533
	男	6,378	5,425	4,458	3,831	3,938
ホステス等接客業		6,331	5,378	4,401	3,792	3,890
	女	47	47	57	39	48
その他の労務作業		7,319	7,701	5,809	4,452	3,323
	男	258	356	400	429	331
ウエイテレス・バーテン		7,061	7,345	5,409	4,023	2,992
	女	2,858	3,307	2,792	3,092	2,461
調理人		2,264	2,502	2,190	2,342	1,899
	男	594	805	602	750	562
その他		4,091	4,008	3,073	2,149	1,487
	男	1,518	1,336	1,190	807	596
その他		2,573	2,672	1,883	1,342	891
	女	3,199	2,692	1,924	1,445	1,388
その他		2,224	1,696	1,177	893	909
	女	975	996	747	552	479
その他		10,304	9,810	7,354	6,136	5,728
	男	5,190	4,599	3,670	3,337	3,210
その他		5,114	5,211	3,684	2,799	2,518
	女					

(5) 稼働場所（都道府県）別

不法就労者の稼働場所（都道府県）別を見ると、東京都が4,618人で最も多く全体の17.4%を占めており、次いで愛知県3,924人（14.8%）、神奈川県3,522人（13.3%）、千葉県2,784人（10.5%）、茨城県2,448人（9.2%）の順となっており、依然として不法就労者は首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋岸地域に集中している。関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で不法就労者全体の66.8%を占めているが、一方で、愛知県、静岡県等の中部地区が不法就労者全体の22.9%を占めるなど、全国47都道府県において不法就労者の存在が確認され、地方への分散化が続いていることも認められる（表28）。

表 28 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成17	18	19	20	21
総数		45,935	45,929	36,982	32,471	26,545
東京都		16,612	14,447	8,940	5,862	4,618
愛知県		3,415	4,597	4,724	4,801	3,924
神奈川県		4,452	4,673	4,499	4,497	3,522
千葉県		3,555	3,773	3,021	2,824	2,784
茨城県		2,007	2,198	2,243	2,465	2,448
埼玉県		4,101	3,762	3,183	2,784	2,215
群馬県		1,919	2,359	1,961	1,980	1,375
大阪府		1,632	1,677	1,548	1,439	1,060
静岡県		1,167	1,255	1,243	1,092	800
栃木県		1,222	1,345	1,103	1,097	776
その他		5,853	5,843	4,517	3,630	3,023

3 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審査手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。

平成21年における違反審査の受理件数は3万4,247件であり、18年以降連続して減少している(表29)。

表29 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

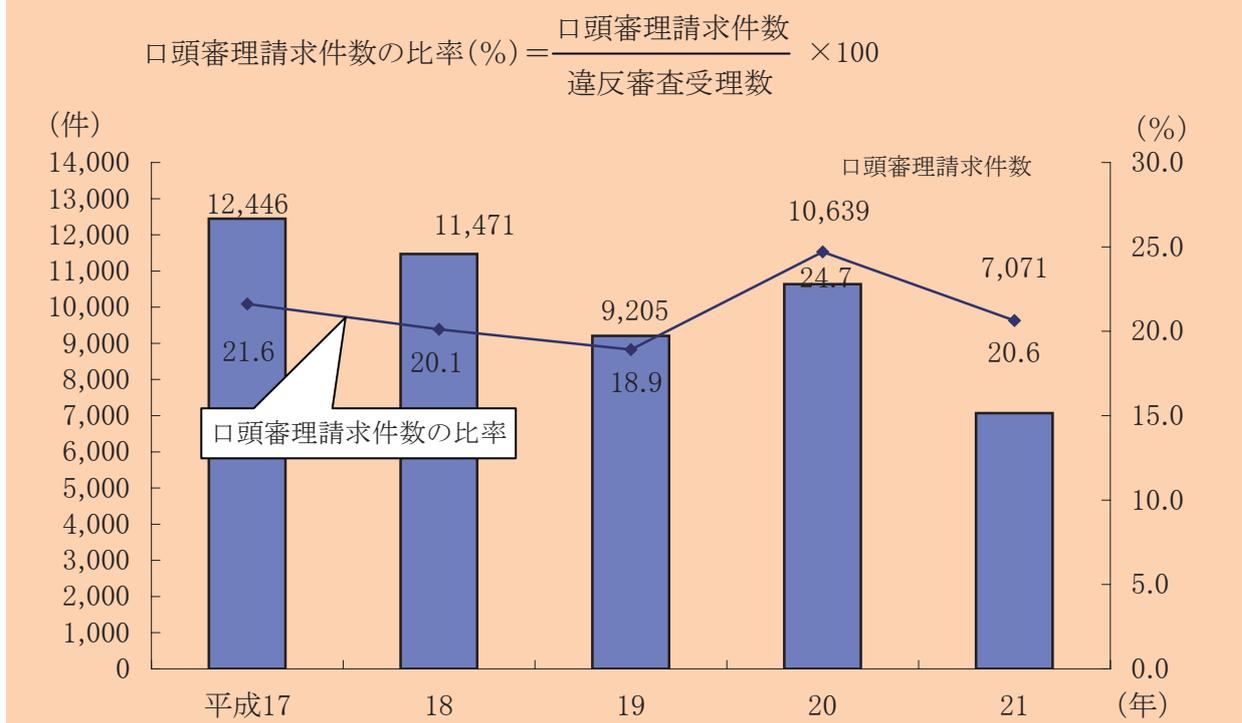
(件)

区分		年					
		平成17	18	19	20	21	
違反 審査	受 理	57,569 (286)	57,017 (488)	48,647 (2,918)	43,073 (3,274)	34,247 (1,234)	
	既 済	非 該 当	7	3	3	4	2
		退去強制令書発付	32,284	31,393	26,215	22,179	16,312
		口 頭 審 理 請 求	12,446	11,471	9,205	10,639	7,071
		出 国 命 令 書 交 付	12,227	11,100	9,691	8,477	9,041
	未 済, その 他	605	3,050	3,533	1,774	1,821	
口 頭 審 理	受 理	13,002 (518)	12,221 (711)	10,101 (846)	11,247 (562)	7,607 (506)	
	既 済	非 該 当	-	-	-	2	-
		退去強制令書発付	137	126	134	166	104
		異 議 申 出	12,056	11,196	9,361	10,515	6,876
		出 国 命 令 書 交 付	-	-	-	-	-
	未 済, その 他	809	899	606	564	627	
裁 決	受 理	12,533 (461)	11,757 (552)	10,037 (639)	11,280 (682)	7,456 (561)	
	既 済	理 由 あ り	-	3	6	3	1
		理 由 な し	11,922	11,018	9,245	10,593	6,630
		出 国 命 令 書 交 付	-	-	-	-	-
	未 済, その 他	611	736	786	684	825	

また、平成21年における違反審査後の口頭審理請求件数は7,071件で、違反審査受理数の20.6%

に当たり、いずれも20年と比べて減少している（図18）。

図18 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数も、平成21年は6,876件と減少している（表29）。

(2) 退去強制令書の発付

平成21年の退去強制令書の発付件数は1万8,436件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が1万2,130件で、全体に占める割合は65.8%と前年に比べ減少し、一方で、不法入国の割合は24.3%と増加している（表30）。

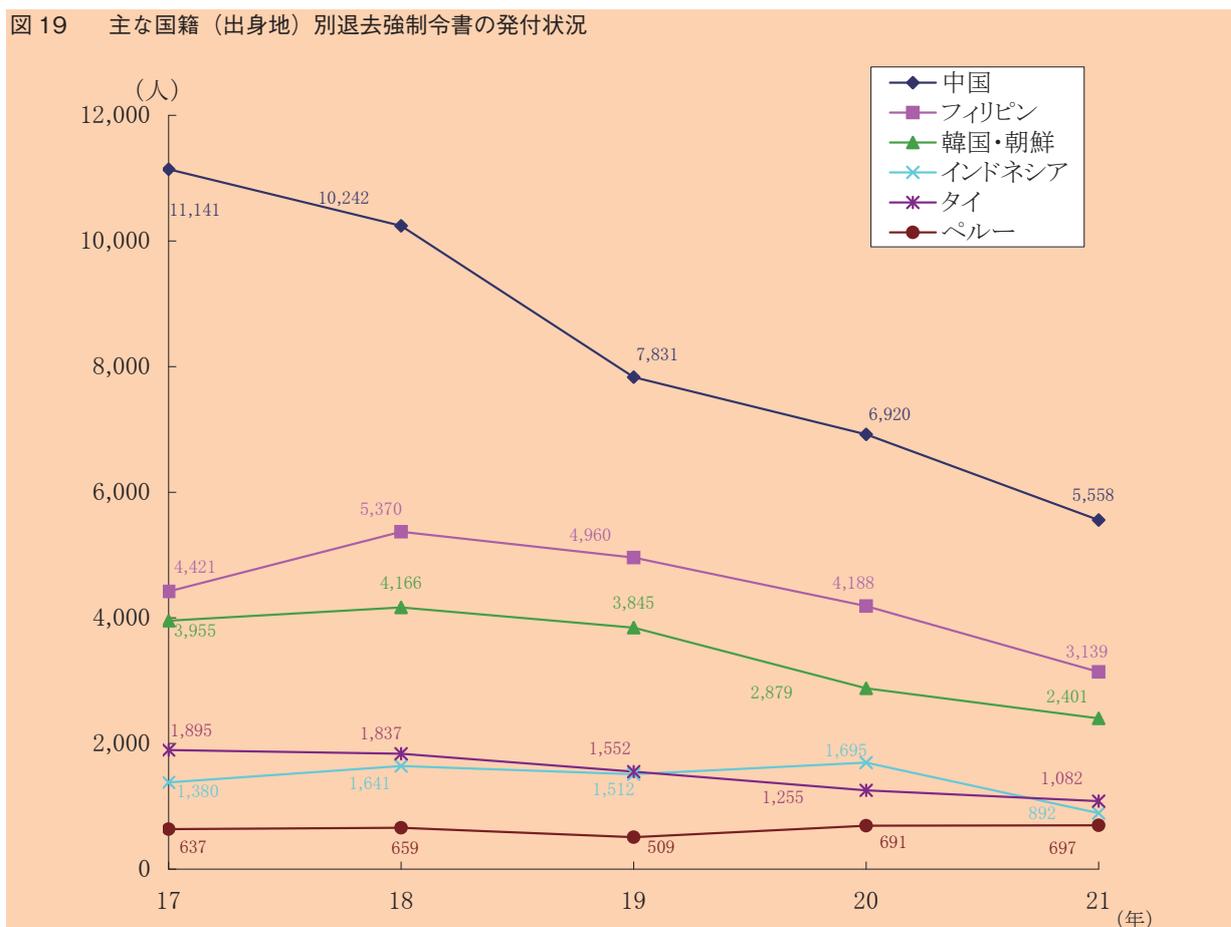
表30 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

年		(件)				
		平成17	18	19	20	21
退去強制事由	数					
総	数	33,520	33,202	28,225	24,442	18,436
不法残留		20,764	22,136	19,403	16,966	12,130
不法入国		9,427	7,880	6,188	5,125	4,473
不法上陸		635	443	334	241	173
資格外活動		1,874	1,726	1,367	1,137	813
刑罰法令違反		701	831	738	805	641
その他		119	186	195	168	206

また、国籍（出身地）別に見ると、平成21年も、中国が5,558件で最も多く、全体の30.1%を占めており、次いでフィリピン3,139件（17.0%）、韓国・朝鮮2,401件（13.0%）の順になってい

る（図19）。

図19 主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況



（3）仮放免

平成21年に收容令書により收容されていた者が仮放免された件数は、20年と比べて347件増加し2,265件となっている。また、退去強制令書により收容されていた者が仮放免された件数は、20年と比べて18件増加し837件となっている（表31）。

表31 仮放免許可件数の推移

令書の種類	年				
	平成17	18	19	20	21
收容令書によるもの	1,457	3,658	3,883	1,918	2,265
退去強制令書によるもの	769	671	938	819	837

（4）在留特別許可

平成21年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は4,643人であり、20年と比べて3,879人減少している。減少の理由としては、不法残留者数が年々減少している中で、退去強制手続を執った者が20年よりも減少した（6,721人の減）こと等が考えられる。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人等と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成21年は不法残留が3,508件で最も多い。不法残留の占める割合は減少傾向にあり、21年は75.6%となっている。一方、不法入国・不法上陸

の占める割合は、ほぼ横ばいの傾向にあり、21年は19.3%となっている（表32）。

表32 退去強制事由別在留特別許可件数の推移 (件)

年	平成17	18	19	20	21
退去強制事由					
総数	10,834	9,360	7,388	8,522	4,643
不法残留	8,483	7,096	5,586	6,521	3,508
不法入国・不法上陸	2,077	1,915	1,457	1,640	897
刑罰法令違反等	274	349	345	361	238

平成21年に在留特別許可された者を国籍（出身地）別に見ると、中国が857件（18.5%）、韓国・朝鮮が663件（14.3%）となっている（表33）。

表33 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移 (件)

年	平成17	18	19	20	21
国籍(出身地)					
総数	10,834	9,360	7,388	8,522	4,643
中国	2,211	1,827	1,304	1,669	857
韓国・朝鮮	1,807	1,523	1,106	1,416	663
その他	6,816	6,010	4,978	5,437	3,123

(注)表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

4 送還の概況

平成21年の被送還者数は、20年と比べて5,690人（23.8%）減少し1万8,241人となった。

国籍（出身地）別に見ると、中国が5,475人で最も多く全体の30.0%を占めており、次いでフィリピン3,194人（17.5%）、韓国2,423人（13.3%）、タイ1,113人（6.1%）、インドネシア885人（4.9%）の順となっている（表34）。

表34 国籍（出身地）別被送還者数の推移 (人)

年	平成17	18	19	20	21
国籍(出身地)					
総数	33,192	33,018	27,913	23,931	18,241
中国	11,209	10,251	7,516	6,805	5,475
フィリピン	4,961	5,453	5,128	4,385	3,194
韓国	3,962	4,193	3,798	2,873	2,423
タイ	1,930	1,845	1,553	1,260	1,113
インドネシア	1,241	1,672	1,452	1,596	885
ベトナム	564	864	1,018	1,023	709
スリランカ	821	1,139	1,090	1,046	684
ペルー	542	655	518	495	674
バングラデシュ	1,271	1,076	847	627	380
ブラジル	219	217	307	268	307
その他	6,472	5,653	4,686	3,553	2,397

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の96.3%と圧倒的多数を占めている一方、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加し、平成21年における国費による個別の被送還者数は、438人となっている（表35）。

表 35 送還方法別被送還者数の推移

送還方法	年	平成17	18	19	20	21
総数		33,192	33,018	27,913	23,931	18,241
自費出国		31,811	31,911	26,818	23,093	17,569
入管法59条による送還		1,177	852	690	407	200
国費送還(個別送還)		192	239	361	383	438
国費送還(集団送還)		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
国際受刑者移送条約		12	16	44	48	34

(注1)「国費送還(集団送還)」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

(注2)「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの外国人のうち、平成21年にそれぞれの状況等を勘案して国費により送還した者は、20年の383人と比べて55人(14.4%)増加し438人となった。

また、集団で密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については集団送還を実施していたが、集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、平成16年以降は集団送還を実施していない。



送還風景

(2) 自費出国

被送還者のうち、平成21年に自費出国した者は20年と比べて5,524人(23.9%)減少し1万7,569人となった。

自費出国する者は、例年、被送還者の95%前後で推移しているものの、旅券、航空券又は帰国費用など送還に必要な要件が整っていない者が多く、送還までに時間を要するようになっている。このような者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取るよう指導し帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている(表36)。

表 36 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成17	18	19	20	21
総数		31,811	31,911	26,818	23,093	17,569
中国		10,621	9,831	7,274	6,686	5,390
フィリピン		4,810	5,340	4,988	4,242	3,096
韓国		3,912	4,155	3,763	2,836	2,402
タイ		1,865	1,766	1,503	1,214	1,084
インドネシア		1,224	1,663	1,438	1,549	878
ベトナム		558	861	1,011	1,008	695
スリランカ		766	1,089	1,021	986	667
ペルー		520	629	482	460	617
バングラデシュ		1,258	1,068	831	610	368
ブラジル		191	186	252	225	231
その他		6,086	5,323	4,255	3,277	2,141

(注)表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者とその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある（注）が、その数は平成21年は200人であり、20年と比べて207人（50.9%）の減少となった（表35）。

（注）運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（同法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

5 出国命令事件

(1) 概要

出国命令制度は、不法滞在者の自主的な出頭を促すため、平成16年の入管法改正において新たに創設された制度であり、同年12月2日から実施している。同制度では、自ら当局に出頭した不法残留者が一定の要件に該当する場合には、身柄を収容することなく簡易な手続で迅速に出国させることとなる。なお、退去強制手続により送還された不法残留者の上陸拒否期間は5年のところ、出国命令を受けて出国した者の上陸拒否期間については、1年に短縮されている。

(2) 違反調査

平成21年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は8,958人で、入管法違反者全体の27.4%を占めている。

ア 国籍（出身地）別

国籍（出身地）別に見ると、中国が3,153人で最も多く全体の35.2%を占めており、次いでフィリピン1,322人（14.8%）、韓国880人（9.8%）、インドネシア701人（7.8%）、ベトナム596人（6.7%）の順となっており、これら上位5か国で全体の74.3%を占めている（表37）。

表37 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成21年）

国籍(出身地)	適条	総数	24-2-3	24-4-ロ	24-6	24-6-2	24-7
総数		8,958	0	8,480	191	1	286
中国		3,153	0	3,107	39	0	7
フィリピン		1,322	0	1,169	40	1	112
韓国		880	0	854	5	0	21
インドネシア		701	0	640	50	0	11
ベトナム		596	0	577	0	0	19
ペルー		367	0	318	0	0	49
スリランカ		324	0	312	4	0	8
タイ		284	0	249	24	0	11
ネパール		201	0	193	3	0	5
マレーシア		138	0	138	0	0	0
その他		992	0	923	26	0	43

(注)表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

イ 適条別

適条別に見ると、入管法第24条第4号口該当容疑が8,480人と最も多く全体の94.7%を占めており、次いで同法第24条第7号該当容疑が286人、同法第24条第6号該当容疑が191人の順となっている。

(3) 審査

ア 事件の受理・処理

平成21年における出国命令事件の受理件数は8,958件であり、違反審査受理件数全体の27.4%と増加した。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成21年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は9,041人であった。

これを国籍（出身地）別に見ると、中国が3,200人で最も多く全体の35.4%を占めており、次いでフィリピン1,329人（14.7%）、韓国・朝鮮885人（10.0%）となっており、上位5か国で全体の74.4%を占めている（表38）。

表 38 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況

(件)

国籍(出身地) \ 年	17	18	19	20	21
総数	12,227	11,100	9,691	8,477	9,041
中国	3,777	3,516	3,153	3,136	3,200
フィリピン	1,742	1,582	1,486	1,141	1,329
韓国・朝鮮	2,206	1,992	1,616	1,142	885
インドネシア	670	701	623	590	707
ベトナム	304	343	359	472	603
ペルー	254	250	239	212	367
スリランカ	295	349	312	238	327
タイ	507	429	313	222	288
ネパール	165	212	133	131	200
マレーシア	324	214	196	123	139
その他	1,983	1,512	1,261	1,070	996

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(4) 出国確認

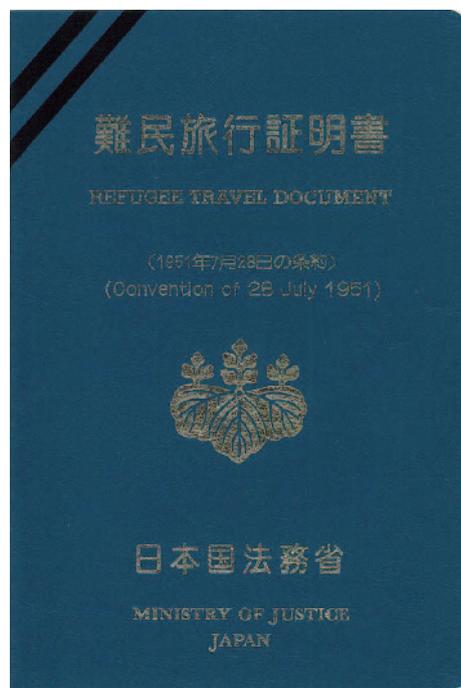
出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国港において出入国記録カード（以下「EDカード」という。）1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第3章

難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約」(以下「難民条約」という。)に、次いで57年には「難民の地位に関する議定書」(以下「難民議定書」という。また、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。)に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである(注)が、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等を反映し、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って我が国社会の関心も増大してきている。我が国としては、これらの状況を踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17年5月16日から施行されたところである。

入国管理局としては、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。



難民旅行証明書

(注) 我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。

第1節◆難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

平成21年に我が国において難民認定申請を行った者は1,388人であり、20年に比べ211人減少したものの、前年に引き続き高い水準で推移している(表39)。

表39 難民認定申請数の推移

(人)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
申請数	384	954	816	1,599	1,388

申請者の国籍は47か国にわたり、主な国籍は、申請の多い順にミャンマー568人、スリランカ234人、トルコ94人、パキスタン92人、インド59人となっている。

また、申請者の申請時における在留態様は、正規在留者が521人(37.5%)、不正規在留者が867人(62.5%)であり、不正規在留者のうち、自ら出頭して申請した者は317人(36.6%)、収容令書又は退

去強制令書が発付された後に申請を行った者は550人（63.4%）となっている。

なお、申請者の約2割に当たる324人が、過去に難民認定申請を行ったことがある者である。

2 難民認定申請の処理

平成21年における難民認定申請の処理は1,848人であり、20年に比べ930人（約2.0倍）増加した。その内訳は、難民と認定した者22人、難民と認定しなかった者1,703人、申請を取り下げた者等123人であった（表40）。

表40 難民認定申請の処理数の推移

	平成17年	18年	19年	20年	21年
処 理 数	312	459	544	918	1,848

(人)

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特別な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成21年は過去最高の501人が在留を認められている（表41）。

表41 庇護数の推移

	平成17年	18年	19年	20年	21年
難 民 認 定	46	34	41	57	30
人 道 配 慮	97	53	88	360	501
庇 護 数	143	87	129	417	531

(人)

(注) 認定の数は、難民不認定とされた者のうち、異議申立ての結果、認定された数を含んだ数である。

3 仮滞在許可制度の運用状況

平成21年における仮滞在許可（注1）者は72人で、20年に比べ15人増加した。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は1,028人であるが、許可対象とならなかった者について、その主な理由は、

○本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…796人

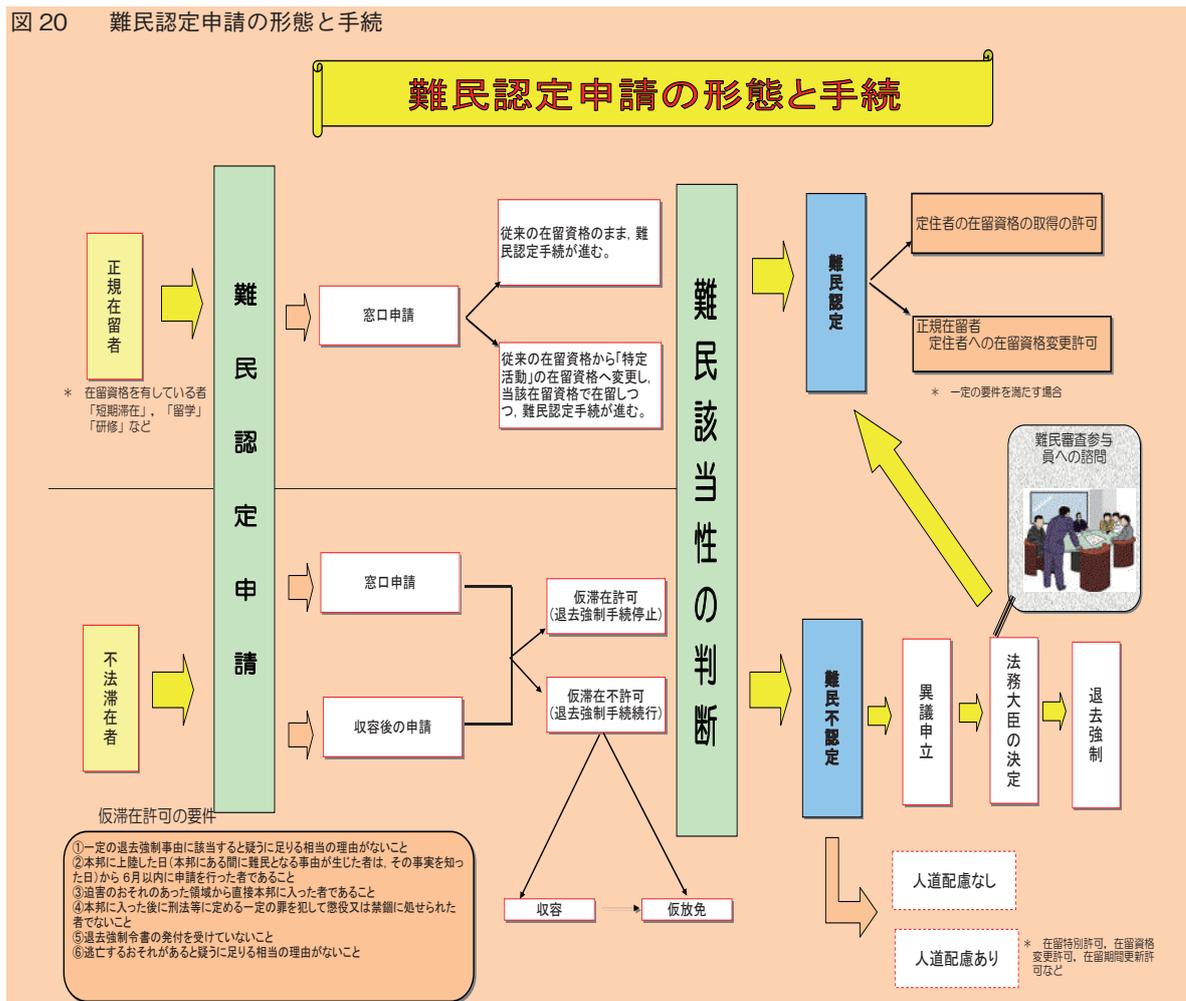
○既に退去強制令書の発付を受けていたこと…476人

である（注2）。

(注1) 「仮滞在許可」とは、不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を速やかに図ることを目的として、これら不法滞在者を始めとする在留資格未取得外国人から難民認定申請があった場合、入管法第61条の2の4第1項に定める要件に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度である。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、そのすべてを計上している。

図20 難民認定申請の形態と手続



第2節◆異議申立て

1 異議申立て

難民認定制度が創設された昭和57年から平成21年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立ての総数は4,149件である。

平成17年から21年までの異議申立て件数の推移を見ると、17年以降は一貫して増加しており、21年は1,156件と20年と比べ2.7倍となっている（表42）。

表42 難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況の推移

年		昭和57 ～ 平成15	16	17	18	19	20	21	総数
区分	難民不認定	2,230	294	249	389	446	791	1,703	6,102
	異議申立(異議申出)	1,470	209	183	340	362	429	1,156	4,149
裁決	理由あり	11	6	15	12	4	17	8	73
	理由なし	1,108	155	162	127	183	300	230	2,265
	取下げ等	254	23	18	33	34	34	70	466

(注) 平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

2 異議申立ての処理

昭和57年から平成21年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立てのうち、処理がなされたものは2,804件であり、その内訳は、難民と認定されたものは73件、異議申立てに理由がないとされたものは2,265件であり、その他466件については、異議申立てを行った外国人の出国や取下げ等により終止となっている。

平成17年から21年までの推移を見ると、難民と認定されたものは、17年は15件、18年は12件、19年は4件と減少し、20年は17件と増加したが、21年には8件と再び減少した。

また、異議申立てに理由がないとされたものは、平成16年は155件、17年は162件、18年は127件といった減少し、19年は183件となり、20年は300件と大幅に増加したものの、21年は230件と減少に転じた（表42）。

第3節◆難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成17年5月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）、日本弁護士連合会、難民事業本部等からの推薦を受けて、法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされており、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われている。

平成21年における口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ317回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。

平成21年に難民審査参与員から意見書が提出された案件は331件である。

なお、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

第4節◆一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民に該当する可能性があり、かつ、その者を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、所定の手続に従い、入国審査官が与えるものである。

過去5年間（平成17年から21年まで）を見ると89件の申請があり、4件許可している。

第4章

人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

第1節◆人身取引対策の推進

①平成21年中における人身取引の被害者数及び事例

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるためであり、関係省庁は平成16年12月に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」で決定された「人身取引対策行動計画」により対応している。

入国管理局が平成21年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は20人（全員女性）となっており、国籍別の内訳は、フィリピン10人（前年6人）、タイ8人（前年18人）、中国1人（前年0人）、中国（香港）1人（前年0人）となっている。

被害者20人のうち、正規在留者は9人（前年11人）、不法残留等入管法違反となっていた者は11人（前年17人）であった。なお、入管法違反となっていた被害者全員について、在留特別許可した（表43）。

被害者数は入国管理局が統計を取り始めた平成17年以降、一貫して減少してきているが、これは、平成16年12月に策定された「人身取引対策行動計画」に基づき政府全体で人身取引対策に取り組んでいることや、厳格な上陸審査の実施などの人身取引の防止のための対策が一定の効果を上げていることによるものと考えられる（表44）。

他方、近年の傾向として、加害者が、被害者の旅券を強制的に保管したり、被害者を監禁状態に置くなどの典型的な手口を用いることなく、管理支配体制を巧妙化させて被害者の脱出や通報の防止を図ったり、精神的な抑圧を用いるなどして被害者に被害性を自覚させないような管理を行ったりするほか、被害者を偽装結婚させるなどして就労可能な在留資格で入国させるなど、その手口が悪質化・巧妙化しており、人身取引の被害が従前にも増して表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、今後更に人身取引対策を強化し、実態の解明に努めることとしている。

表 43 人身取引の被害者数（平成 21 年）

(人)

国籍	内訳	人身取引の被害者		合計
		正規在留者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		6	4(4)	10
タイ		2	6(6)	8
中国		0	1(1)	1
中国(香港)		1	0(0)	1
総数		9	11(11)	20

(注1) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(注2) 正規在留9人の在留資格の内訳は、「日本人の配偶者等」6人、「短期滞在」3人となっている。

また、在留特別許可11人の違反形態は、不法入国7人、不法残留（「短期滞在」からの不法残留）4人となっている。

表 44 人身取引被害者数の推移

(人)

年	平成17年	18年	19年	20年	21年
被害者数・内訳					
人身取引被害者総数	115	47	40	28	20
正規在留者	68	20	27	11	9
入管法違反者 (うち在留特別許可)	47(47)	27(27)	13(13)	17(17)	11(11)

2 平成 21 年中に人身取引の加害者として退去強制した外国人の数

平成 21 年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した者は 6 人（前年 9 人）で、いずれも女性であり、国籍別の内訳は、タイ 3 人、中国（台湾） 3 人となっている。

なお、平成 20 年はインドネシア 3 人、タイ 2 人、中国（台湾） 2 人、中国 1 人、韓国 1 人を、退去強制している。

(注) 平成 17 年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第 24 条第 4 号ハ）となった。

第 2 節◆外国人 DV 被害者の適切な保護

1 概要

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局においては、DV が重大な人権侵害である等の観点から、DV 被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、被害者から在留期間の更新申請又は在留資格の変更申請がなされた場合には、原則としてこれを許可し、また、DV を原因と

して不法残留等している場合は、在留を特別に許可するなど、適切に対応しているところである。

また、平成20年1月に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法及び同法施行に合わせて作成された「配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を受け、同年7月には、被害者の一層の保護を促進するため、DV被害を受けている外国人を認知した場合の対応等を定めた措置要領を作成した上で、地方入国管理局に周知するとともに、事案を認知した際は速やかに報告するよう通知した。

2 平成21年中における外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を旨とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成21年中に、在留期間更新申請や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は67人であり、在留期間更新、在留資格変更又は永住を許可したものが51人、入管法違反の状態であったことから在留を特別に許可した者が6人、その他手続中の者が5人、相談のみの者が5人となっている（表45）。

表45 DV被害者把握状況（平成21年）

（人）

国籍	認知状況	期間更新等	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン		32	8	2	42
中国		6		2	8
インドネシア		3			3
タイ		2			2
韓国		2			2
ブラジル		2			2
ペルー			1	1	2
コートジボアール		1			1
ラオス		1			1
コロンビア			1		1
ポリビア		1			1
ニュージーランド		1			1
リトアニア		1			1
総数		52	10	5	67

（注）表中「中国」には、台湾、香港、その他を含まない。

第5章

外国人登録の実施状況

第1節◆新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（以下「登録原票」という。）（注）の閉鎖によって終了する。

新規登録の総数は、平成20年は32万4,775件であったところ、21年は27万1,013件で5万3,762件減少している。

平成21年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが25万8,492件で全体の95.4%を占め、次いで出生4.5%、日本国籍離脱・喪失0.03%の順となっている（表46）。

表46 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

(件)

区分		年	平成14	15	16	17	18	19	20	21
新規登録	総数	数	331,661	364,868	376,272	377,510	336,684	337,684	324,775	271,013
	入国	国	319,155	352,983	364,068	365,725	324,259	324,330	310,755	258,492
	出生	生	11,809	11,177	11,464	11,122	11,844	12,902	13,524	12,127
	日本国籍離脱・喪失		76	60	111	74	98	89	75	77
	その他	他	621	648	629	589	483	363	421	317
登録閉鎖	総数	数	271,204	286,370	317,334	302,685	312,655	263,495	262,999	305,575
	出国	国	250,055	261,259	292,474	279,919	290,352	240,680	241,936	282,083
	日本国籍取得		14,793	18,566	17,728	16,053	15,376	15,634	13,909	16,266
	死亡	亡	5,623	5,712	5,742	6,039	5,938	6,168	6,115	6,188
	その他	他	733	833	1,390	674	989	1,013	1,039	1,038

登録原票閉鎖総数は、平成20年は26万2,999件であったところ、21年は30万5,575件で、4万2,576件増加している。

平成21年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが28万2,083件で全体の92.3%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの5.3%、死亡によるもの2.0%の順となっている。

（注）登録原票とは、我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

第2節◆変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に

変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

また、市区町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により、登録原票の記載が事実と合わなくなったときは、市区町村の長が職権により変更登録することとなる。

平成21年における変更登録総数は227万9,971件で増加しているところ、居住地以外の変更登録申請件数については13年以降増加していたが、21年では174万8,038件と減少に転じている。

一方、居住地変更登録及び市区町村等の廃置分合等による変更登録の件数は、平成20年は51万9,887件であったところ、21年は53万1,933件に増加している（表47）。



外国人登録証明書

表47 変更登録の状況

年	区分	居住地		総数	年	区分	居住地		総数
		居住地	居住地以外				居住地	居住地以外	
昭和35		174,637	100,834	275,471	14		411,268	1,208,054	1,619,322
40		154,922	198,419	353,341	15		453,489	1,347,221	1,800,710
45		148,578	266,792	415,370	16		480,309	1,426,824	1,907,133
50		137,195	346,942	484,137	17		569,793	1,448,000	2,017,793
55		164,026	374,366	538,392	18		566,549	1,612,858	2,179,407
60		141,276	445,040	586,316	19		572,062	1,734,259	2,306,321
平成2		216,713	883,814	1,100,527	20		519,887	1,750,955	2,270,842
7		317,807	980,901	1,298,708	21		531,933	1,748,038	2,279,971
13		411,405	1,090,251	1,501,656					

(注1) 平成7年度までは「年度」単位での集計、13年以降は暦年での集計となっている。
 (注2) 「居住地」に係る変更登録件数には市町村等の廃置分合等による変更登録を含む。

第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実と合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

なお、登録の確認は、昭和55年の外登法の改正により登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

平成21年の登録確認（切替）申請件数は、22万7,385件となり前年をやや下回った（表48）。

表 48 登録確認の状況

年	区分	確認	年	区分	確認	年	区分	確認	年	区分	確認
昭和40※		485,439	60※		338,522	14		215,815	18		200,793
45		77,341	平成2		337,760	15		213,549	19		274,369
50		117,087	7		260,014	16		269,735	20		230,384
55※		422,568	13		220,069	17		230,220	21		227,385

(注1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2) 平成7年度までは「年度」単位での集計、13年以降は暦年での集計となっている。

第4節◆地方公共団体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体、すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付しており、平成21年における交付件数は162万9,586件であった。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な事務取扱い及び新たな在留管理制度等（第2部第2章「新たな在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組」参照。）の周知徹底を図っている。